

戦後東ドイツ農業における土地改革と新農民問題 —メクレンブルク・フォアポンメルン州 1945年—1949年—

足立 芳宏

Yoshihiro ADACHI: The 'New Farmers' and Land Reform in Post-War East Germany. Mecklenburg-Vorpommern 1945-1949.

The purpose of this paper is to explain the new farmers' problems (Neubauernprobleme) in Mecklenburg-Vorpommern 1945-1949, where the land reform had the strongest influence on the agriculture structure in Post-War East Germany. Above all it focuses on both refugees- and livestock- problems in the new farmer village (Neubauerngemeinde), into which the estate farms (Gutsdorf) had been transformed through the land reform. This paper doesn't handle the cases in old farmer villages where the problem seems very different.

Firstly it shows that the soviet army occupied some estate farms directly and requisitioned the estate livestock etc. so that new farmers could hardly manage their farms. Therefore native village people experienced land reform as the virtual destruction of their farms.

Secondly we analyze how to hold and use horses, cows, and tractors concerned with the refugees farmer problems, and find out a difference between these stocks. While cows were held and used privately by new farmers, tractors were in control under county officials, which enabled them to mobilize tractors more widely and intervene in the working process in the village. Unlike other agricultural stocks, horses were, if not clearly, held privately and used for the public demands of village. One of the serious conflicts between natives and refugees came from how to make use of the teams in the village. Hence it was both refugee and horse problems that weakened the power to integrate people into the local community.

Thirdly it examines the building program for new farm houses enforced in September 1947. This program was drawn up mainly so as to solve the problems of refugee new farmers, adjusting to the land reform ideology. In the phase of the enforcement, however, it was confronted by strong resistance from native people because firstly old estate buildings, scheduled to be dismantled for providing materials for building, were still used as barns and sheds by native new farmers, and secondly building new houses burdened their horses with a additional load. It rather deepened the social contradiction in the village.

Finally it focuses on the behavior of new farmers and the local community policy. New farmers showed such 'selfish' conduct as giving up the farm, 'sabotage', and deforestation etc. to an extent the local community could not control effectively. Although SED(Socialist Unity Party) succeed formally in increasing and organizing party members in villages, it doesn't mean at all that they had any ability to administer and obtain the support of village people, as is symbolized many corruption cases by SED new mayors.

As a whole it was common in new farmer villages that county officials intended to intervene in village policy, force them to mobilize the human and material resources, and sometimes take a strong measure for their achievement. However, we must consider it proved not only the essential character of the strong socialist system, but the response from above against the economic crisis and social chaos in villages which was caused by the soviet army occupation, the large-scale influx of refugees, and land reform.

1. はじめに

ベルリンの壁の崩壊。それは社会主義世界を世界システムの一環とした20世紀世界の終焉を象徴する歴史的な事件であった。あれから10年を経て、今、「社会主義」とは何であったかがあらためて問われはじめている。

むろん、この問いのあり様は、どの地点から考察するかによって異なった形を示すだろう。例えば、日本であれば、それは冷戦体制下において日本の政治・社会・経済のあり方がある特定の仕方で規定したであろう戦後イデオロギーとして議論されるであろう。冷戦終焉の象徴的な場となったドイツにおいては、当然ながら日本とは異なった問いかけ方が、しかし遙かに切実な形で存在している。東独国家の解体は西独への統合という形をとったために、新生ドイツは、冷戦体制のもとでは「社会主義国」の他国史でしかなかった東ドイツ社会の過去を、今度は自国の歴史的過去の問題として新たに抱え込まざるをえなくなったからである。他面で、ベルリンの壁の解体によって、従来、閲覧が事実上不可能であった大量の未刊行史料群が歴史学に提供され、現代史研究のフロンティアが一気に拡大されるという事情が加わった。こうして、近年のドイツにおいては、個人研究として、あるいはプロジェクト研究として、戦後東ドイツ史研究が急速に進展することとなった。

農業史の領域も、また、その例外ではない。否、土地改革と農業集団化で語られる一連の農業構造の変革が東独社会主義国家の基盤形成に関わる重要問題であった事実を考慮すれば、戦後農業史は東ドイツ社会史の書き換えにおいて重要な位置を占めつづけよう。実際、少数とはいえ、壁解体後に開始された農業史領域の研究成果が、近年、徐々に刊行されつつある。ここでは代表的な成果として、戦後土地改革についてはA・パウワーケンパー編の論文集『「ユンカーの土地を農民の手に」？ソ連占領区における土地改革の実施、作用、位置づけ』（1996年）を、集団化についてはチューリンゲン地方を対象としたA・M・フームのモノグラフ研究『社会主義的村落への道？東西ドイツの村落生活世界の転換 1952-1969』（1999年）」をあげておきたい⁽¹⁾。その際に、興味深いのは、テーマを異にするとはいえこの二つの研究が、東独農業史への接近の仕方においてある種の共通点をもっていることである。

第一に気づくのは、どちらも1980年代以降に主流となった日常史・人口史分析というスタイルを採用していることである。主要には旧西ドイツにおいて「ナチズム下の日常生活史研究」として「開発」された問題意識と手法が、東独社会史分析にも色濃く反映されているのである。このことは、単に新種の分析ツールの応用というだけにはとどまらない意味を持っている。ナチズムとスターリニズムの比較史という問題意識、あるいはパウワーケンパーが明示的に問題にしているような「ドイツ農村におけるナチズムとスターリニズムの断絶と連続」という問題意識が、この日常史分析の採用には含意されている⁽²⁾。20世紀西欧における近代独裁の二形態を連続的に経験したという東独社会の特異な歴史的事実への着目こそが、ドイツという場からの問いかけ方のもっとも端的な特徴と言ってもよい。

第二に指摘できるのは、東西ドイツ農村の比較史という視点である。例えば上記の共同研究『「ユンカーの土地を農民の手に」？』においては、東西ドイツの土地改革政策と

実施過程の比較史という観点から各論文が配置されている。この本の最終章にはP・エクスマーによる戦後ヴェストファーレン農村社会史分析が置かれているのである⁽³⁾。また、上記A・M・フームの農業集団化過程に関する研究も、同じ戦後の状況下から出発した東側のワイマール近郊農村と西側のウルム近郊農村の比較社会史として構成されている。一方で、これらは「新たなナショナル・ヒストリーの構築」という要請の反映でもあろうが、他方で、戦後東西ドイツ史が、敗戦状況と冷戦体制の形成過程との関わりなしには全く理解できないことを意識してのことである。個別国民経済を分析単位とする、一国史的な発展主義に基づく歴史理解は、戦後ドイツ史認識にはもはや完全に有効性を喪失したとってよい⁽⁴⁾。

さて、私自身も、以上のような2点—つまり日常史ないし社会史的な問題意識と東西ドイツ比較史—において特徴づけられる方法的態度を積極的に受け止めたいと思う。換言すれば、戦後ドイツ農業史の問題も「世界システム論と日常史・社会史」の交差する地点から、初めて深い歴史的理解が可能となると考えているからである。本稿はそうした私の戦後農業史研究の第一歩として、戦後土地改革期の農政上の焦点であった新農民問題をあつかうこととしたい。従来、新農民問題は、単に経営資本賦存量の貧困さを根拠に新農民経営の困難さが一般的に指摘されるだけであった。しかし、新農民問題は、遙かに多様で広範な射程を持つ問題であった。新農民問題の実態をよりリアルに明らかにするため、本稿では、特に以下の2点を分析上の視点として採用したい。

第一は、戦後の条件の規定性として、とくにソ連軍の農場占領と農村難民問題の意義を重視したい。どちらも1989年以前は東独において政治的な理由からタブー視されていた問題領域である。特にソ連軍の農場占領は、従来全くといってよいほど言及されてこなかったが、農場の経営資本接収と、村政への影響力行使という点で新農民問題に否定的影響を与えている。他方、戦後難民問題については、最近史料集が相次いで出版されるなど、近年とみに研究が活発となっている分野であるが、その際に研究関心は難民問題一般にむけられており、農村・農業問題との関わりに対する関心は必ずしも強いとはいえない⁽⁵⁾。しかし、当時、東方難民は主に農村に配置され、農村人口を劇的に増加させた。彼らは旧農民集落では農民の季節労働者、あるいは扶助受給者として、そして新農民集落では難民新農民および季節労働者として存在し、戦後の東独の農業・農村問題を深部で規定しつづけたのである。

第二に、本稿の中心となる新農民問題分析にあたっては経営資本の社会的なあり方に着目したい。上述のように、近年の研究では土地改革の生産力的な意味での失敗を強調する文脈で新農民経営の経営的困難さが一般的に強調されるものの、具体的な分析は一般的な経営資本の賦存量の分析（各属具総数を経営総数で割って一戸あたりの賦存量を割りだすだけのような計算）などのレベルにとどまっており、農業史分析としての浅さが否定できない。しかし経営資本をめぐる問題は単に生産力的な問題にとどまるもので

はなく、これをどう掌握し管理するかはするかは、きわめて社会的かつ政治的な問題でもあったはずである。本稿では、新農民 Neubauer = 村 Gemeinde⁽⁶⁾ = 郡 Kreis の関わりにおいて、各経営資本要素がどのようなあり方をしていたかに着目することで、新農民の経営と労働のヘゲモニーをめぐる動態的な過程に着目したい。言い換えれば、経営資本分析から、土地改革と村落統合について論じてみたいのである。

社会史的分析は、上からの国民経済的分析を相対化する手法として提唱されてきたという事情もあり、一般には地域史として叙述される。本稿が対象とするのはバルト海沿岸部のメクレンブルク・フォアポムメルン州である。東エルベ型農村構造に属するこの州は、総農地面積に占める土地改革ファンドの比率が54%と最高値を示し、東方難民の流入も農村人口が倍増するほど深刻な影響を与え⁽⁷⁾、新農民中の難民比も最高の5割を示すなど、全体として戦後土地改革と難民問題の矛盾を集中的に体现する地域である(表1参照)。この点でチューリンゲン州など南部の農民地域と比較すれば、戦後の断絶的局面の性格がもっとも出やすいという特徴がある。なお、本稿では土地改革の第1段階である土地接收過程の分析は原則として扱っていない。

史料としては、主にシュヴェリンの州立文書館、およびベルリンの連邦文書館所蔵の土地改革関連、および難民関連のアルヒーフ史料に依拠する⁽⁸⁾。このうち、もっとも有用であったのはシュヴェリンの州立文書館所蔵の州知事情報局の文書(1947年2月-1948年9月) *Mecklenburgisches Landeshauptarchiv Schwerin: 6.11-2 Ministerpräsident. Informationsabteilung im Ministerpräsidium der Landesregierung Mecklenburg-Vorpommern, 666, 666a, 667*, であった。この文書は、州報告担当職員が、州知事に対して定期的に各郡の状況を報告したものである。内容が雇用状況、土地改革、農業、商工業、郡行政、政治、食糧配給、世論、犯罪、難民問題、青年問題、社会福祉など多岐にわたっており全体像の把握が容易なこと、また当該州が農業地域であることにより農業関連に関する情報が圧倒的に多いこと、さらに当時の当局の政治的・行政的関心が特に新農民に集中していることが特徴である。本稿が対象とする時期も、ほぼこの史料の時期に対応している。

2. 難民問題とソ連軍農場占領

北ドイツの土地改革を論じる場合は、想像される以上に戦後的要因の及ぼす影響が大変大きい。具体的には難民問題と農場占領問題である。本節では、本論に入る前提として、第一に難民問題と村落形態の関わり、第二にソ連軍の農場占領と土地改革の関わりについて、全体の見取り図を示しておきたい。

1) 難民問題と村落形態

メクレンブルク・フォアポムメルン州における土地改革と難民問題のあり方は村落形態によって大きく規定されている。この点については、「農村難民と農業季節労働者」をテーマとする別稿を予定しているのので、以下、図1を参照しつつ、要点のみを述べておきたい。

一般にドイツの東エルベ型農村においては、19世紀の農業変革における「償却」「調整」「共同地分割」の結果として、大中農層を支配層とする農民村落と、グーツ経営を中核とするグーツ村落の二形態から構成されることとなった。戦後土地改革は、このうち主要にはグーツ村落を対象とするものである。グーツ経営分割を内容とする戦後土地改革とは、村落形態論の観点からいえば、グーツ村落の新農民村落への転換として把握できるのである。こうした村落の二元的構造自体は、戦後においても1960年代の全面的集団化時点まで基本的には存続することとなったのである⁹⁾。

難民問題のあり方は、こうした村落のあり方と大きな関わりがあった。戦後難民問題を語るとき、典型的な農村難民としては、農民家屋に居候する季節労働者としての難民家族がイメージされるが、これは実は旧農民村落における難民のあり方を反映している。もともとドイツの大農・中農経営は、家族労働力を中核としつつも、奉公人労働者や、

図1 <旧グーツ村落→新農民村落>のモデル図

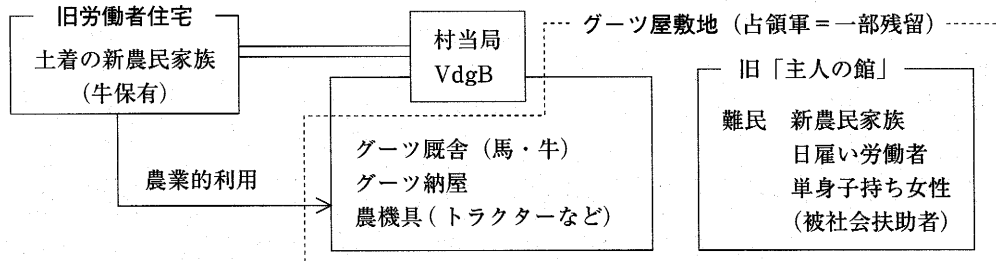


表1 東独土地改革の地域差 (1950年)

	Mecklenburg	Brandenburg	Sachsen-Anhalt	Sachsen	Thüringen
総面積に占める土地改革ファンドの比率					
対農地面積比 (%)	54	41	33	24	15
対経営面積比 (%)	46	35	29	20	14
新農民経営数内訳					
土着新農民数	38,286	27,665	33,383	13,742	6,045
難民新農民数	38,892	24,978	16,897	7,492	2,896
同、比率					
土着 (%)	49.6	52.6	66.4	64.7	67.6
難民 (%)	50.4	47.4	33.6	35.3	32.4

出典：Stöckigt, R., Der Kampf der KPD um die demokratische Bodenreform, Mai 1945 bis April 1946, Berlin 1964, S.262, u. 265, より作成。

さらには外国人労働者など各種の自由日雇い労働者を農村の最下層にかかえていた。第2次大戦中における外国人強制労働者はあまりにも有名である。難民労働者問題は、いわばその戦後版である。住宅問題、季節労働者問題、「単身の子持ち女性」問題など戦後農村難民問題の主要な形態は、主には旧農民村落の問題のあり様を反映しているのである。

他方、旧グーツ村落、つまり新農民村落における難民問題のあり方は旧農民村落とはかなり異なる様相を呈していた。第一に、難民の住宅問題のあり方が基本的に異なっていた。旧グーツ村落は、「館 Herrnhaus」、大納屋、大厩舎などからなるグーツ屋敷、管理人住宅、グーツ常雇労働者住宅、グーツ職人住宅、外国人労働者用の「営舎」、居酒屋などからなっていた。20世紀前半の旧グーツ農業労働者問題の中心がかねてより住宅問題にあったことに示されるように、旧グーツ労働者住宅は、同居形態で難民を受け入れる余地をほとんどもたなかった⁽¹⁰⁾。このため難民たちは、まずは「館」に、それにあぶれば納屋や厩舎に暮らすことになった。こうして新農民村落難民の住宅問題は、第一にはグーツ屋敷問題としてあったのである。住宅収容力の小ささに基づく難民受入能力の限界性が、旧農民村落に比較した場合の新農民村落の大きな特徴である。

グーツ村落難民の第二の特徴は、多くの新農民の難民が存在したということである。表1は1950年、つまり「完了」とされる時点の土地改革の結果を示すものである。みられるようにメクレンブルク・フォアポンメルン州における難民の新農民は、絶対数でも比率でも突出した最高値を示している。実にこの州の新農民の過半数は難民の新農民である。ただし、このことはグーツ村落に難民の季節労働者や「単身の子持ち女性」がネグリジブルであったことを意味するわけでは全くない。家族を構成し得ない人々は、家族労働力および経営能力の観点から新農民にはなれなかったが、他方で供出ノルマのかかる新農民となるよりは、現物給・配給・および社会扶助によって当座をしのいだ方がまじだった場合すらあったといわれる。新農民村落は、旧グーツ労働者であった新農民、グーツ館に住む難民の新農民、および「難民季節労働者」「子持ちの単身女性」を典型とする非農民の難民貧民の三層から構成されることになった。本稿は、専ら新農民問題に関心があるため、第2節以下の分析対象は、具体的には「旧グーツ村落＝新農民村落」に住む土着の旧グーツ労働者出身の新農民と難民の新農民に限定される。

2) ソ連軍の農場占領問題

新農民村落にとっては、土地改革に伴う新農民問題そのものが難民問題であるという特徴を持っていたが、実はもう一つ、旧農民村落とは異なる新農民村落の大きな特徴がある。それはソ連軍の農場占領と経営資本の接収という問題である。従来の土地改革論ではソ連軍の占領の実態がほとんど明らかにされてこなかった。このため、以下、少し詳しくソ連軍の農場占領の実態についてふれておきたい⁽¹¹⁾。

戦後直後、ソ連軍はドイツ侵攻とともに各地でグーツ経営の占領を行う。問題は、そ

の範囲と占領期間である。ソ連軍が占拠したグーツ経営はどの程度に及んだのだろうか。残念ながらこの点を明瞭に示す数字を発見し得ていない。個別的には、Waren 郡について、1945年に土地改革により分割されたグーツ経営は120経営、これに対しソ連軍に占領されたグーツ経営は85経営という数字が報告されている⁽¹²⁾。これによればグーツの約7割がソ連軍に占領されたことになる。

占領期間に関わって問題となるのは撤退状況である。上述の1945年の Waren 郡からの報告では農場はまもなく徐々に村に返されるであろうとされており、一時的であるような印象を受けるが、しかし他方では1947年、1948年時点でソ連軍がなお村に常駐している事例が多数確認される。例えば1948年5月、Neubrandenburg 郡 Golm 村では、村に常駐するソ連軍が村に対して村の牧草地利用を要求して困っているとあり⁽¹³⁾、また1947年の Schwerin 郡難民実態調査資料においても、難民の住宅問題を深刻化させている要因として、グーツ館を占拠するソ連軍の存在が複数の村について言及されているのである⁽¹⁴⁾。1948年には Neustrelitz 郡で、機械ステーションの設置場所の問題に関わって、郡内6行政区のうちの Fürstenberg 行政区における6村がソ連軍の支配のもとにあると指摘されている（本稿18頁表7参照）⁽¹⁵⁾。これらの点から、少なくとも1949年のDDR独立までは、なお郡内の数か村において、占領軍拠点として農場占領が継続していたと推測できる。また、たとえ農場から撤収したとしても、それはソ連軍の村への介入がなくなったことを意味するのではない。一方でソ連軍のための物資の供出、各種の労働力・家畜の無償動員命令は占領期間中は常時見られるし、他方で、第4節で論じるように、様々な形で村政への介入を示す事例にも事欠かないからである。

では、ソ連軍の農場占領の実態はどのようなものだったのだろうか。これを表2に基づき見てみたい。この表は、ソ連軍の存在に苦しむ各村の不満の声を受けた州政府が、ソ連軍宛に出した請願書をもとに作成したものであるから、ここであげられているのはとくに占領の影響が大きかった村とみなしてよいだろう。

まず第一に明らかなことは、これらの村ではソ連軍が農場の経営資本を根こそぎ接収していることである。各農場でその程度にばらつきがあるのだが、第一に馬を中心とする家畜、これらを維持するための飼料、さらに農具類を接収していること、そして第二に、グーツに常駐する場合は、これに加えてグーツ館の占拠と労働力動員（ただし賃金支払いなし）、食用穀物の接収が行われていることが確認される。土地改革の関わりで注目されるのは、裸の農地についてはすぐに返却されていることである。これは、土地改革とはいっても、占領された農場においてはそれは「裸の土地」が形式的に分割されたにすぎなかったということの意味している。後述するように、土地改革における新農民経営問題の中心は馬などの牽引力不足であるが、その原因は、常識的に理解されている大戦中の戦時供出や戦災以上に、農場占領による接収にあったことがここでは端的に示されている。その意味で、グーツ住民にとって土地改革とは文字どおりの農場解体であっ

表2 1945年9月におけるソ連軍による農場占領の状態

グーツ名	ソ連軍から返されなかったもの、返されたもの。	
① Güstrow 郡		
Lüssow	・引き渡されなかったもの:農地40ha、すべての建物、森林、採草地・牧草地の大部分、すべての属具、すべての労働力。	○
Langenhagen	・利用できるのは雄牛10頭、馬4頭。建物はひきわたされず入場禁止。労働力も動員。	○
Karcheez	・裸の農地のみ返る。建物および農地40ha返らず。	
Prützen	・農地300ha返る予定だが200haは返らず。建物、労働力返らず。馬は20頭中6頭のみ。秋まき用種子は返らず。	○
Ahrenshagen	・草なしの農地のみ返る。建物はロシア軍占領。機械と雄牛10頭だけは返る予定。	△
Zehns	・穀物畑、製粉所、脱穀機、発電施設が返らず。すべての牛 Rindvieh が返らず。労働に賃金は一切支払われていない。	△
Neudorf	・脱穀機とトラクター以外のすべての属具が返らず。パン穀物も飼料もなし。種子なし。	×
Dehmen	・返されたもの:農地、採草地、森林、湖、住宅10戸と厩舎。これでは290haは経営できない。軍は農地150ha、馬12頭、雄牛4頭、男子労働力2人、女子労働力2人をなお保有。トラクターは返らず。	△
Karkow	・引き渡されたのは農地350haのみ。建物、属具はなし。	△
Wilhelmshof	・ほぼ同上の状態	△
② Hagenow 郡		
Goldenitz	・返されたものは雄牛8頭、トラクター2台、裸の農地。建物、種子、飼料、食料は返されず。	△
Pritzler	・馬もトラクターも返されず。種子も食料も飼料もない。	×
Harst	・裸の農場だけが返される。馬、種子、飼料、食料、家畜なし。	×
③ Waren 郡		
Neu Schleen	・85経営がロシア軍に占領されているが、徐々に撤退の見込み。 ・返されたのは土地と建物の一部だけ。この経営は487haであるが、馬は40頭中2頭、トラクターは2台のうち1台。賃金は5月以来支払われず。	△
Klein Luckow	・機械は返されたが、家畜は雄牛3頭だけ。馬はすべて占領軍が保有。	×
④ Rostock 郡		
Scharstorf	・農場の一部が返ったきただけ。家畜は一切返らず、機械は一部が返っただけ。飼料も食料もない。	×
⑤ Schwerin 郡		
Hof Mateln	・返ってきたもの:土地435ha、トラクター1台などの機械類。家畜と建物はすべて返らず。経営面積は290ha。	△
Hof Stralendorf	・農地107ha、犁2台など農具類、トラクター1台。馬18頭はロシア軍が保有している。	×
Gr. Brüte	・10頭の馬と荷車のみ引き渡された。	×
Gr. Weltzin	・引き渡されたのは老いた馬11頭、動かないトラクターなど	×

足立芳宏：戦後東ドイツ農業における土地改革と新農民問題

グーツ名	ソ連軍から返されなかったもの、返されたもの。	
⑥ Franzburg-Barth 郡の12経営	・一般に播種用の種以外は戻ってきていない。その他はすべて軍隊が保有している。人間と家畜の食料が保証されていない。これでは作業は不可能である。	×
⑦ Greifswald 郡 12か村	・引き渡されたのは計358ha、馬計3頭。機械や農具の類はほとんど残されていない。農場で赤軍のために働いていた人々は、そこで賄いをうけてきた。賃金は支払われず。	△
Boltenhagen	・480haは引き渡されたが、30haは赤軍が保持したまま。「グーツ館」も引き渡されず。	△
Bandelin	・345haのうち、305haが引き渡された。「グーツの館」も一緒には返されなかった。	△
Alt-Negetinz	・340haのうち309haが引き渡された。グーツ館も返されず。	△
Behrenhoffe	・467haのうち121haが引き渡される。住宅を空けてほしいという要望は認められず。	△
Sanz	・257haのうち215haが引き渡される。夏穀物種子、種芋、飼料と食料、3棟のグーツの建物は返されず。	△
Klein Kiesow	・384haのうち、344haが返ってくる。当地の城には200人の難民が暮らすことができるだろうが、この城は現在大佐1人と男2人が住んでいる。グーツ館はすべて返ってきていない。	△
Wrangelsdorf	・264haのうち224haが返ってくる。難民200人収容できる城も明け渡されず。	△
Moeckow	・300haが返ってくる。ここでも夏穀物種子、種芋、飼料と食料はなし。	×
⑧ Ludwiglust 郡 一般	・一般に、グーツ建物のすべて、農地と採草地の半分、そして機械の大部分は軍が保持している。すべてのグーツで既に耕起された土地は赤軍に支配されている。	△
Beckktin	・利用できるのは農業労働者住宅だけ、納屋、厩舎はなし。馬、牛の飼料なし。	△
Resse	・秋まきの終わった農地は赤軍に差し押さえられる。	×
Dambeck	・納屋・厩舎は赤軍が管理	△
Möllenbeck	・125haの裸地だけ	×
Karshof	・農地の半分、建物を接收。農業労働者へは一度の賄いもなし。	○

注：○は建物接收および労働力動員の明示的記載がある村（ないし軍の常駐が明示されている村）、×はどちらの明示的指摘もないもの、△はどちらか一方のみの指摘があるものである。

出典：B-Archiv, DK1-7593, Bl.99-119, bes.Bl.110より作成。

た。なお、表にあるように、既にこの時点でグーツ館の占領問題が難民問題と関わりで意識されていることにも注意しておきたい。

第二に注目すべきは、各農場によってその位置づけに差があると推定されることである。表2の備考欄の○と×の分布が示すように、「館」の接収と労働力動員の2点がともに指摘されているもの、つまりソ連軍が農場に常駐していると推定される村落と、そうでない村が存在していることがわかる。この点をふまえた上で、以下の個別村落の報告をみてみよう。これは、新農民村落であったRostock郡 Klein-Bölkow 村村長 Friebe の郡長宛文書の要約であるが、この文書で村長は、自分の村の困窮状況を占領軍支配に関わらせて次のように訴えている⁽¹⁶⁾。(ただし括弧内は引用者。)

「本村では1945年10月に土地改革が行われグーツは分割された。現在農場 Hof は赤軍に占領され、村民が農場を自立的に経営する権限はない。・・・(前任者によれば) 厩舎の空き分と農地だけが村に引き渡されただけという。上述のように農地は分割されている。・・・この秋に(牽引力として) われわれが保有しているのは雄牛2頭と老いた馬1頭だけである。11月1-8日の期間に、Rostock 郡より4頭の馬が割り当てられた。馬代金の支払いのために3000マルクを借金しなくてはならない。・・・

わが新農民村落の最大の問題は飼料不足である。雄牛や馬に与える燕麦も挽割り麦も粗飼料すらもないのである。(しかも) 照会したところでは、我々は収穫の30%が確保できるだけという。・・・さらに、農場には各新農民の所有である乳牛20頭と種牛4頭がつながれている。旧グーツ労働者の新農民はそれぞれ各1頭の乳牛を保有しているのだが、これらの牛の飼料が全くないのである。というのも占領軍がすべての飼料、つまりカブ、干し草、わらなどを差し押さたからである。・・・このままだと新農民は、自分の所有であるたった1頭の乳牛を処分せざるをえなくなる。

・・・農場にはグーツの分をいれて約300頭の牛がいるが、これらすべてがわれわれの農地で必死に草をあさっており、畑に大きな被害ももたらしている。監視していない草はすべて食べ尽くされた。占領軍の命令により私は家畜の夜番をしなくてはならない。また賃金が支払われない搾乳夫の面倒も見なければならぬ。牛を見張るのに必要な飼料も全くない状態である。厩舎はもともと300頭の家畜を収容できるように作られていないため、ほとんどの家畜は納屋につないでいる状態である。納屋には化学肥料も積んであり、牛とは棒で仕切っている。だが、牛は空腹のためにすべてを壊す。化学肥料もほとんどは糞尿と一緒にってしまった。・・・

新農民の雄牛や乳牛用に最低限の冬用飼料を確保できる可能性も、占領軍の乳牛を甜菜カブ畑において・・・飼育しなければならないために失われてしまった。乳牛は、収穫で掘り返された甜菜畑で大きな被害を出したのである。

こうした困窮状態のもとで、本村土地改革はきわめて危険な状態にある。新農民たちは、最終的には自分の農地で働くことができるよう緊急支援を望んでいる。さらにわが

新農民村落において、家畜と荷車を持った土地なし農民を受け入れることについても注意を促しておきたい。これらの難民を受け入れることは無理である。というのも飼料がなく、グーツ館は10家族分のスペースを提供できるとはいえ、今は穀物の貯蔵に、および一部屋が4人のロシア人に当てられているからである。」

このK村の事例では、土地改革直後の新農民村落のかかえた問題が典型的に、かつ印象的に語られている。土地改革が裸の農地の形式的分割にすぎず、農民的個別経営の実態はほとんど存在していない。農業属具接収に伴う牽引力の不足、特に馬の不足が深刻であり、他方で、グーツ館のソ連軍による占領が、難民受入に対する危惧を生んでいることが確認できる。また、後の議論と関わって、旧グーツ労働者の新農民たちが乳牛各1頭づつを保有していること、またそれらの牛は、馬と異なり村の家畜にはカウントされていないことにも留意しておきたい。

しかし、この事例でもっとも注目すべきは、ソ連軍常駐村としてのこの村の位置づけである。この請願書では、とくに村の飼料不足が強く訴えられているが、その理由はソ連軍の過剰な家畜保有にこそある。収容力をこえる300頭の乳牛が舎飼いされ、それが厩舎問題、過剰放牧、甜菜畑の荒廃の原因とされている。つまり、この村は単にソ連軍が常駐しているのみならず、軍が近隣のグーツで接収した家畜をこの村に集中し、村の資源を蚕食しつつこれを管理していたのである。そのために4人の「ロシア兵」がこの村に常駐しているのである。これは、軍が長期に占拠しなかった村でも、ソ連軍の組織的な家畜・属具の接収の対象となりえたことを意味する。グーツ労働者たちにとって、土地改革は、こうした植民地占領的なソ連軍の経営資本収奪と一体化して経験された。それは「土地改革に賛同する共産主義的な農業労働者ですら、こんな状態では村で何も語ることはできなくなる」ほどの状態であったという¹⁷⁾。

3. 農業経営資本の利用形態と労働のヘゲモニー

土地改革期の農業政策の焦点は新農民問題にあり、その中心は牽引力調達を軸とする経営資本問題であった。本節では、とくに馬、牛、トラクターの主要な農業属具に絞って、第一に、個別農民、村、郡という関わりのなかに各属具がどのような形であったのか、またどのような方向に再編されようとしていたのかを、各素材別に、かつ可能な限り動的に分析したい。第二に、そうした観点からするとき、村落内の土着新農民と難民新農民のあり方の違いはどのような差であったのかを見たい。以上の点をふまえ、難民問題を抱え込んだ新農民村落において、個別経営の自立度合い、村による労働ヘゲモニーのあり方とその強弱、さらに郡の村に対する介入の特徴などについて考えてみたい。

1) 家畜

①馬

戦後、新農民経営の最大の問題は、牽引力・犁耕力の不足であった。一方でのソ連軍による接収と他方での戦後再建の必要、とりわけ農業のみならず建築における需要の急増によって、牽引力調達が最大の課題となったのである。牽引力・犁耕力の内容はトラクターと馬であるが、その中心は馬であった。後述のようにトラクターは稼働率が著しく低かったからである。極端な場合、新農民たちはトラクターを売り払って馬と交換したり、あげくのはてはトラクターの犁刃を馬耕用の犁に加工するほどであったといわれている⁽¹⁸⁾。

馬保有の有無は農民経営の自立性を議論するさいの決定的な指標である。前述のソ連軍による接収、および難民の大量流入とその新農民化、これらの事情によって全体として馬不足が生じたのは自明だが、しかしその水準はどの程度のものであったのだろうか。

表3は、新農民村落単位での新農民経営数と馬頭数の関わりを、州や農林省官僚の各出張旅行報告をもとに、個別事例一覧として整理したものである。上級機関職員の見聞旅行の数字だから、下級機関からの自己申告に基づく一般の統計数値よりは信頼性が高い情報だとみてよいだろう。この表から、1947/48年において、村の新農民数に対する馬頭数は5割から7割程度であること、このうち5割以下のところが当局によって問題村落とされていたことがわかる。

次に、表4は1947年6月における5-10ha経営層の馬と乳牛の保有状況を州全体について示したものである。この表においては、土地改革においては8-10haが新農民経営の経営規模とされたこと、かつ供出ノルマのあり方が経営規模を固定化する機能を果たしたこと、馬、乳牛ともに3頭以上経営は旧農民層の比率が高いと推測されること、以上の3点を考慮し、1-2頭保有経営数を新農民経営総数とみなして計算をしている。(従って実際には相当数の旧農民経営を含まざるをえない数字である。)この表に従えば、新農民経営総数に対する馬総頭数は59%、つまり5戸に馬3頭の割合であり、さらに所有の点でみると、馬をもたない新農民経営は48%で、全新農民経営のほぼ半数である。これらの数字から、表3で問題とされた5割という水準は、特に例外的なものではなく、むしろ平均像に近い数字であるということが明らかとなる。

馬保有の水準が5戸に3頭程度、さらに条件の悪い村では2戸に1頭弱程度であったということは、自立的新農民経営が不可能なことを意味しよう。「相互農民扶助協会 Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe」(以下、VdgBと略記)と呼称されていたものの実態こそは、そうした「馬」の共同利用組織のことであった⁽¹⁹⁾。各種ノルマ遂行が基本的に村を責任主体として課せられたこと、一般に耕起、収穫、脱穀作業は共同作業として行われていることにみられるように、地域的な多様性はあろうが、新農民村落においては土地改革

表3 新農民の馬の保有頭数（個別報告による）

郡名-村名	(年)	新農民 経営数 (a)	馬頭数 (b)	馬の ない 経営数	馬の 保有率 (=b/a)	備考	出典 ⁽¹⁾
Rostock 郡 P村	(1947)	40	15		37.5%	劣悪	MLHA,666a, Bl.479
Rostock 郡 N村	(1947)	54	27		50.0%	劣悪	MLHA,666a, Bl.479
Stralsund 郡 L村	(1947)	181	51 ⁽²⁾		(28.2%)		MLHA,666a, Bl.483
Anklam 郡 K村	(1948)	16	11	5	68.8%		MLHA,667, Bl.255
Rügen 郡 G村	(1948)	186	138	48	74.2%		MLHA,667, Bl.19
Waren 郡 L村	(1948)	52	36		69.2%		MLHA,667, Bl.80
Waren 郡 A村	(1948)	53	25		47.2%		MLHA,667, Bl.80
Waren 郡 K村	(1948)	80	34		42.5%	劣悪	DK1,8573, Bl.121
Wismar 郡 S村	(1948)	53	27		50.9%	劣悪	MLHA 666, Bl.16

注：斜体の数字は計算値。

馬の保有率(%) = 馬頭数(b) / 新農民経営数(a) × 100

「劣悪」：特に他村に比べ家畜・牽引力が不足であるとされている村。

(1) MLHAは「MLHA, 6.11-2」の略、DK1は「B-Arch, DK1」の略

(2) 村の農民委員会保有数。個人保有の馬がカウントされていないために比率が非常に低くでいると考えられる。

表4 5-10ha層の家畜保有数（州全体；1947年6月）

馬	馬保有 (Pferdehaltung) 経営数	37,379	(戸)
	うち 1頭保有 (a)	31,559	(戸)
	2頭保有 (b)	5,585	(戸)
	3頭以上保有	235	(戸)
	1-2頭保有経営の総頭数 (c)	42,729	(頭数)
乳牛	乳牛保有 (Kuhhaltung) 経営数	55,958	(戸)
	うち 1頭保有 (d)	37,996	(戸)
	2頭保有 (e)	14,230	(戸)
	3頭以上保有	3,732	(戸)
	1-2頭保有経営の総頭数 (f)	66,459	(頭数)
新農民経営数	土着 (1946-50年平均)	37,389	(戸)
	難民 (1947年7月)	34,617	(戸)
	計 (g)	72,006	(戸)
新農民経営数に対する家畜総頭数の比率	馬 (c)/(g) × 100	59.3	(%)
	乳牛 (f)/(g) × 100	92.3	(%)
各家畜を所有しない新農民の比率	馬 (g-(a+b))/g × 100	48.4	(%)
	乳牛 (g-(d+e))/g × 100	27.5	(%)

注：(c)(f)：家畜総頭数 = (1頭保有経営数 × 1) + (2頭保有経営数 × 2)

(g)：旧グーツ労働者の1947年の数値がないので1946年と1950年の数値の平均で代用した。

出典：家畜数についてはMLHA, 6.11-2 Ministerpräsident, Nr.678a, oh.Bl.より。

新農民内訳数については1946年は表5、1950年は表1を参照。1947年はDO2 Nr.63, Bl.87参照。

後はもとより、「協同経営 *Gemeinwirtschaft*」解体後も、村が生産過程のヘゲモニーを担いつづけているが、その中心に馬の利用があったのである。例えば、1948年、Anklam 郡の春耕について、「各村の作付け計画もできあがった。一目瞭然で各農民が何をどれだけ播くのがわかるようになっていいる。各村では作業計画も立てられており、これによって既存の牽引力（＝馬のこと）と農業機械が、同等の作業能力を持つ労働グループに割り当てられることがわかる」（括弧内は引用者）と報告されているのである⁽²⁰⁾。

この点に関わって特に着目したいのは、「相互扶助がうまくいっていない村」について、それが土着対難民の村内対立と重なるとき、より深刻なものとして報告されている点である。例えば、Stralsund 郡の4村について、村長ないし VdgB に新農民間の争いを解決する能力がないことが指摘され、このうち S 村について、難民である村長は農業に関する知識は豊富だが、土着と難民の対立のために、農民たちが「相互扶助」のために馬を提供することに反抗し、このため春耕が著しく遅れたと報告されている⁽²¹⁾。また、Waren 郡の新農民村落 A 村については、「命令209号」にかかわって、新農民家屋建設計画が進展していないこと、その理由は「相互扶助」が拒否されているためであること、具体的には馬を所有する農民たちの負担が、「牽引力のない経営」のために非常に大きくなっており、一方で、「馬のない農民」は、馬を借りる代償として牽引力のある農民に何らかの手労働を提供することを拒否していることが報告されている⁽²²⁾。後者の Waren 郡の事例については、次節で述べるように新農民家屋建設に関わる対立であることから判断して、馬を提供する農民とは土着新農民、馬を所有しない農民とは「難民の新農民」であるとしてよいだろう。以上の2つの事例からは、馬については利用と所有の間に矛盾があったこと（ただし、馬所有は個人が基本だと思われるが、飼育がどの程度個人的な負担で行われていたかは不明である）、馬保有のあり方に土着と難民の間に差があったこと、馬問題が土着と難民の対立と重なるとき村の農作業がとくに困難に陥っていたことが読みとれよう⁽²³⁾。

馬の公的利用に関わる問題は、単に村内対立に関わるだけでなく、村の内外での馬濫用問題という形でも鮮明に現れた。この時期、一方での飼料不足と他方での馬の酷使により、馬の屠殺・廃馬がめだって増大している。例えば経済的困窮地域とされた Uckermünde 郡では「1946年は374頭の馬が緊急屠殺されざるを得」ず、「191頭の馬が死亡した」とされ⁽²⁴⁾、Neustrelitz 郡でも1947年1月から4月の間に56頭の馬が死亡、60頭を安楽死させたという⁽²⁵⁾。さらに種馬は飼料不足で生殖力が減退してしまうありさまであった⁽²⁶⁾。

馬の酷使の原因となったのは、農耕馬としての利用以上に、実は運搬力としての需要急増のためであった。収穫物の搬入、販売用・供出用農作物の運搬のために馬は必須の労働手段である。だが、とりわけ負担感が強かったのが、住宅資材調達のための森林伐採と木材運搬のノルマである。例えば、Neubrandenburg 郡においては、1947年春、他

郡のための木材採伐・運搬を課せられた農民たちは、春耕直前の時期に馬が死んで牽引力をなくすことへの不安を訴えている。とくに遠方の他郡のための木材運搬には、消耗度が大きいため抵抗感が大きく、これが木材運搬ノルマのかけ方に対する批判の声を起こしている⁽²⁷⁾。また、収穫期になると、収穫と木材運搬について馬動員が競合するという問題が発生している。特に1947年には、収穫期において木材運搬ノルマを課することに対する不満が高まり、結果的に、郡当局はこの声をうけて、収穫優先を指示し、木材運搬を一時的に停止させているのである⁽²⁸⁾。

以上のように、絶対的な馬不足と、戦後の建設需要のために、新農民村落の馬利用は公共的な性格を帯びざるを得なかった。それは、一方で馬資源の公共的な濫用を引き起こし、他方で村落内においては、土着と難民の問題と重なるとき「村の馬」利用としても機能不全に陥った。馬の動員にさいしては、しばしば懲役刑という脅迫が利用されたり⁽²⁹⁾、あるいは警察力の動員が必要と指摘されているが⁽³⁰⁾、これらは馬をめぐる以上のような困難を裏付けるものといえよう。

②牛

馬と比べると牛のあり方はかなり異なっている。もちろん牛頭数の不足は随所で指摘されるが、しかし馬のような形での動員・共同利用についての報告がほとんどみられないのである。これは牛の利用のされ方が、馬やトラクターと比べ明らかに私的性格が強いからだと思われる。牛への関心という点でもっとも頻繁に出てくるものは、実は牛耕問題である。当局は、この時期、深刻な馬問題の解決として、乳牛による代替を奨励したのである。しかしこれはほとんど普及しなかった⁽³¹⁾。その理由は、牛耕用の用具の不足⁽³²⁾という事情の他に、主要には牽引による搾乳量の大幅減少を新農民たちが嫌ったからであったという⁽³³⁾。牽引力問題として馬問題の裏返しとして乳牛をみる当局の視線と、あくまで乳牛として扱う新農民との態度との落差。Uckermünde 郡H村では、ある農民が「牽引しない乳牛3頭を保持しているものの、自分では犁耕せず、VdgBをあてにしている」と非難されているが、この農民の行動にこそ、牛と馬のあり方の違いが端的に反映されているといえよう。

牛のこうした私的形態での保有のあり方は、表4における乳牛保有経営数についても読みとれる。上述の馬の場合と同じく、5-10ha層で乳牛2頭以下保有層を新農民経営と重なるものとして推定すると、新農民経営総数に対する乳牛総頭数の割合は92%、乳牛を持たない経営の比率は27%となる。どちらも馬の場合に比べると良好な数値を示すが、ここで着目したいのはむしろこの二つの数値の落差である。馬の場合に比べ、明らかに牛保有の分布には偏りが見てとれるのである。この分布の偏差こそは、牛保有について階層差があったこと、つまりはそうした差を生むほどに牛は私的保有形態のもとにあったことを示していよう。

もう一つ着目したいのは、実はこの牛保有の格差が、土着新農民と難民新農民の差にある程度重なるのではないかという点である。この点で興味深いのは、牛耕について、Wismar 郡において「東部難民たちはこの種の犁耕に移行しつつあるが、土着の農民たちは知ろうとすらしない」⁽³⁴⁾とされている点である。乳牛としての関心を示すのは主に土着新農民である。

表5は1946年2月において、土地改革により分配された馬と乳牛の内訳である。表4に比べ全体の頭数が少ないのは、第一に、この数字は保有数ではなく分配数

表5 土地改革により分配された大家畜（州全体、1946年2月1日）

非分配者	農業労働者	難民	VdgB	その他
新農民経営数	36,492	23,340		
分配馬頭数 (一戸あたり)	8,056 (0.22)	3,723 (0.16)	1,061	358
分配乳牛数 (一戸あたり)	6,790 (0.19)	6,475 (0.28)	616	390

出典：B-Arch, DK1, Nr.8180, Gesamtstatistik über den Stand der Bodenreform, Bl.145-160より作成

であること、第二に、1946年2月の数字であり、「家畜調整」以前の数値であること、第三に、不詳だがソ連軍による接収の影響が出ていることなどによると考えられる。さらに、これらの数値は、難民新農民数が相対的に少ない時期のものであること、また単なる集計量であり、ここでいう所有とは形式的なものにすぎないことにも考慮しなくてはならない。以上の点を鑑みつつ、本表をみてみよう。すると、馬については、上述で確認したこと、つまり全体としての数値の低さ（ただし、あまりに低すぎる数値ではある）、土着労働者への偏り、さらに VdgB に対する分配数がある程度の意義をもつことが読みとれる。ところが牛に関しては、VdgB の比重が小さいことは、上記の牛保有の私的形態の議論と一致するものの、予想に反して、土着と難民への分配数はほぼ同数であり、一戸あたりでみるとむしろ難民に有利に分配されたことがわかる（ただし、こちらもあまりに低すぎる感がある）。この保有数と分配数の落差が意味すること、それは土着新農民の乳牛保有が、実は必ずしも土地改革による分与によるものではないということである。この点に関わって想起すべきは、もともとメクレンブルク地方の場合、旧グーツ労働者は労働者厩舎において自らの乳牛を1頭所有する場合がみられたということである⁽³⁵⁾。1928年のことだが、グーツの常雇労働者が、厩舎をもっていたのみならず、賃金協約にてグーツ牧草地の放牧権ももっていたことを示す紛争事例が存在する⁽³⁶⁾。従って、難民に対する乳牛分与は、むしろ両者の保有差を意識した結果であると推測される。この点は、旧グーツ厩舎で飼育されていたであろう馬との明白な違いといえる。

③「家畜調整 Viehausgleich」

このように家畜不足は新農民経営、とくに難民経営の存立を深く脅かすものであった。よく知られるように、「州＝郡」当局は、「家畜調整」いう名の家畜資源の再配分政策に

より、この問題に対応しようとした。単純化していえば、旧農民の家畜資源を新農民経営に動員しようとしたのである。その際、注目すべきは、上述の馬と牛のあり方の違いが、「家畜調整」のあり方にストレートに反映していることである。

第一の違いは調達先である。馬は専ら郡内での調整、牛は東ドイツ内の南北間での調整という違いが明らかである。例えば Ludwiglust 郡において、調整予定の馬164頭中、郡内調整が158頭（96%）とほとんどを占める。これに対し牛については実績の数値で、486頭中、郡内226頭（46.5%）と半数以下である⁽³⁷⁾。牛の主要な調達先は、ザクセンやチューリングゲンなどの東ドイツ南部の他州である⁽³⁸⁾。頭数を見ても牛は馬よりも4倍であり、馬の不足感が際立っている。

第二の違いは「家畜調整」実施過程におけるネックのあり方に見られる違いである。馬調整において主要な問題とされたのは、提供者である旧農民の強い抵抗であった。例えば Hagenow 郡について次のような報告があげられている。

「Neuhaus 行政区は270頭以上の馬を提供せよとされた。これに対して大きな怒りが起きている。S村の村長 Sch 氏は次のように述べている。『本村には41頭の農耕馬がいるが、これではその半分をだせということだ。他方で200モルゲンの牧草地を農地に変えよと要求する。毎年メクレンブルクでは子馬をえるが、しかし馬を飼育する基礎を奪ってしまっておいて、我々に家畜増産計画を達成し、かつ従来のように農地を耕作せよなどと要求することはできないのではないか』と。」⁽³⁹⁾

この例に代表されるように、馬の「家畜調整」をめぐるネックは、提供する側の農民の拒否反応であるが、逆に、牛についてのネックは受容者側の問題にあった。典型的なものは、第一に、「家畜調整」で入手した牛が痩せていてミルクが出ない、飼料不足でミルクが出ないという受容者の不満であり⁽⁴⁰⁾、第二は、その結果、受容者が入手した牛を供出ノルマ負債の決済に当ててしまうという問題である⁽⁴¹⁾。その他に引き取り価格が高いという不満もあった⁽⁴²⁾。これらの点は、第一に馬に比しての乳牛保有の私的なあり方を、第二に、乳牛不足と供出負債にあえぐ難民の新農民の状態そのものを語っていよう。

以上のように新農民経営の強化をねらった大家畜の資源再編は、馬についてはその不足感と旧農民の強い抵抗、牛については難民の新農民経営問題そのものにつかかったのである。

2) トラクター

馬や乳牛などの家畜と比べると、トラクターの保有形態はある意味では単純である。表6は、1946年12月のトラクターの利用状況をまとめたものである。第一に私的経営と公的経営の比率は6：4程度であること、第二に小型トラクターは私的経営に多く、これに対して大型トラクターでは公的経営が多いことがわかる。この場合、私的経営で利用されたトラクターとは事実上旧農民所有のトラクターであり、公的経営で利用された

表6 トラクターの利用状況（州全体；1946年12月）

	私 的 経 営		公 的 経 営	
小型トラクター（22馬力以下）	972台	(83.2%)	196台	(16.8%)
大型トラクター（22馬力以上）	1243台	(43.8%)	1598台	(56.2%)
総 計	2215台	(55.3%)	1794台	(44.7%)

出典：MLHA, 6.11-2, Nr.676, Landmaschinen und Traktorzahlung より作成。

表7 機械ステーションの設置計画

行 政 区	対象村	台数	備 考
< Neustrelitz 郡 >		27台	稼働可能な台数（民間トラクターは26台）。
Feldberg	25村	9	M村に支社。VdgB 属の鍛冶屋と車大工屋をおく。
Fürstenberg	17	7	Blumnow と Priper 村に設置。占領軍支配 ⁽¹⁾ 。
Blankense	9	5	大きな納屋を機械置き場に利用。
Konthuren	10	10	既に VdgB の修理場あり。3人の機械工が従事。 VdgB 属の車大工と2人の鍛冶屋。
Blankenförden	16	0	大きな格納庫。VdgB 属の鍛冶屋を修理場として設置。
Ziertow	11	3	格納庫がありこれを修理場として利用。
< Stralsund 郡 >		105台	VdgB 所有が105台（稼働率70%）、民有102台。
Franzburg	16村	25	VdgB トラクターは従来の場所におき、ステーションの要請によって投入する。

注：(1)Fürstenbergde 行政区ではグーツ建物の75%がソ連軍に支配されており、ステーション設置場所がないとされている。

出典：B-Arch, DK1-8572, Bl.188, u. 191-196より作成。

トラクターとは主に VdgB 所有のトラクターのこととみなしてよい⁽⁴³⁾。東独の土地改革においては、グーツ分割時に、トラクターや脱穀機など大型機械は分割されようがなく、ソ連軍への接収や数少ない売却処分を除けば、VdgB 所有という形態として存続した。公有トラクターに大型が多いのは、旧グーツ経営のトラクターを継承しているからである。利用も所有も共同的形態をとっている点で、新農民村落のトラクターは、上述の乳牛のあり方とは対照的な姿を示している。難民問題との関わりも、馬や牛について見られたような経営資本の所有と利用をめぐる問題としては存在せず、トラクター運転手・整備者に難民ないし故郷帰還者が配置されるという雇用問題としてあった⁽⁴⁴⁾。

公有トラクターをめぐる最大の問題は、その稼働率が著しく低いということであった。「V村では3台のトラクターのうち稼働しているのは一台だけである。M村ではたった一台のトラクターが4月21日に故障してしまった」⁽⁴⁵⁾など、この類の報告はきわめて多い。稼働率が低い理由としては、故障が多いこと、代替部品が調達できず修理ができないこ

と、修理費が支払えないこと⁽⁴⁶⁾、さらにはガソリン不足⁽⁴⁷⁾があげられているのが目立つ。もっとも旧農民のトラクターについては稼働率が高いといわれていることを考慮すれば⁽⁴⁸⁾、新農民村落の場合、その原因として、トラクター管理能力が低く、利用への動機付けも乏しかったといわなければならない。VdgBについては、極端な場合、財政問題を越えて、活動が停滞し、存在そのものが形骸化していることすら指摘されているのである⁽⁴⁹⁾。こうした事情のために、トラクターは、事実上、村当局ではなく、郡当局が全面的に介入する領域にならざるを得なかった。言い換えれば、農業生産への郡の介入は、その公共性のもっとも強い（従ってもっとも動員しやすい）トラクターを軸に行われたのである。

それは第一に、特に播種期と収穫期における「遅れた」新農民村落への村外トラクターの動員という形を取った。

例えば、1947年4月の春の播種作業について、Neustrelitz 郡の Blankense 行政区では、9村のうち3村落は自力で播種が行えない状態であり、このため KU 村（旧農民3戸、新農民50戸）に対しては、約98ha分の耕起・播種のために2台のトラクターを投入することが決定され、また KR 村（旧農民2戸と新農民80戸）に対しては、175ha分の耕起作業のために Feldeberg 行政区から10台の「連畜 Gespann」が投入されたという⁽⁵⁰⁾。他にも、とくに同年春の播種作業について、Schöneberg 郡において、H村に対して郡長が他の地域からトラクターを動員するように命じ、また3村に対して、この村へのトラクター動員を拒否した場合、重罰を科すと明言し、さらに同郡 S 村でも近隣地区からトラクター5台が新農民支援に投入された、といわれている⁽⁵¹⁾。

1947年の播種作業は、1946年の凶作による食糧危機の深まりを背景に大変重要な位置づけを与えられた。そのこともあるのだろう、この種の一連の郡当局による強力な介入が年間を通してみられる。上の事例からも、第一に介入対象とされたのは新農民村落であること、第二に Neustrelitz 郡の2村の事例において、対象とされた未耕地が98ha、175haと相当規模に及んでいること、第三に、動員の対象となったのはもっとも公的性格が強く、かつ動員が容易なトラクターであり、ついでとくに深刻なケースにおいて馬であったこと、これらに注意されたい。「新農民村落＝農業の困難＝郡によるトラクター動員」という関連図式が改めて確認できるのである。同時にそれは農村の政治的焦点が新農民村落にあったことを意味しよう。Uckermünde 郡、Usedom 郡については、郡が作業の監視のために各地区に職員を貼り付けるほどであった⁽⁵²⁾。

トラクターを軸とする郡の介入は、第二に、播種や収穫における臨時措置的な介入を越えて、機械動員の制度化ともいべき機械ステーション設置に進んだ。メクレンブルク・フォアポンメルン州では、1948年、全国的な機械ステーション設置の動きに呼応してであろう、ベルリン農林官僚の強いヘゲモニーのもとに郡当局により行政区を単位とした機械ステーションが設置され、ここに村 VdgB のトラクターを集中させることでト

トラクター稼働率を上げることが目指された。担当者によれば、1948年2月時点における州の機械ステーションの設置総数は130カ所であり、新農民村落に設置すること、その守備範囲は10km以内とすること、保有台数は10-20台とすることが設置方針とされており、また設置上の問題としては、トラクター運転手などの人材の確保、そのための住宅確保、および事務所確保があげられると報告されている⁽⁵³⁾。

表7(18頁)は設置が遅れているとされたNeustrelitz郡の設置計画を示したものである。利用可能なトラクターが郡全体88か村で27台ときわめて少なく、この郡におけるトラクター不足、低稼働率問題はきわめて深刻である。他郡においては、表の最下欄に記したように、Stralsund郡Franzburg行政区のトラクター台数は25台であり、稼働率を当郡平均の70%とすると、当行政区稼働台数は17.5台であり(1村あたりではほぼ1台という水準)、ほぼ上記Neustrelitz郡の設置方針に対応する数字といえる。この保有台数の点を別とすれば、Neustrelitz郡においても、全6行政区に各村が編成されていること、機械工、鍛冶屋、車大工などの農村職人層が配置されていることなど、他郡からの報告と同じ内容が確認できる。トラクター稼働率の上昇のためには、運転・管理能力と修理部品の調達能力の上昇が必要であり、その点ではステーション設置は合理的な根拠を持つものであったろう。設置について各村VdGBからも特に強い抵抗があったとの叙述はない。

むしろここで注目したいのはこの再編過程で、民間トラクターの公的セクターへの半強制的な売却が試みられ、かつ不満もこの点に集中していたという点である。例えばParchim郡では1948年に「機械調整」が実施され、それに対して60件の「苦情」が寄せられた。このため農業委員会の会合をもって協議した結果、全60件中21件が却下されたという。その際、個別保有が認められるのは、新農民村落に居住ないし就労している場合、トラクターで生計を立てている場合、あるいは農民の牽引力が不足している場合であった。もっとも会議では、民間トラクターの回収には多額な補償が問題となること、トラクターよりも「馬の移管」の重要性を強調する発言があったことも指摘されている⁽⁵⁴⁾。この例では、単に民間トラクターとしてのみ論じられているが、他の事例では買い上げのターゲットとして、とくに土地改革後に各VdGBによって民間に売却処分されたものが明示的にあげられている⁽⁵⁵⁾。

機械ステーションの実施と、その過程での民間トラクターの半強制的再回収。トラクターは馬ほどに重要ではなかったとはいえ、この再編過程で見えるのは、文字どおり「村のトラクター」が「郡当局のトラクター」へと集中されていく過程である。経営資本に即してみると、機械ステーションは、郡当局(社会主義権力機関)による村の経営資源掌握の保塁として位置づけられたのである。

以上、農業属具を中心とする経営資本問題の分析からは、新農民村落の経営構造が、難民問題に絡みつつ、「個=村=郡」の三層からなっていたことが浮かび上がってこよう。

素材の点で言えば、もっとも私的経営で閉じていたのが乳牛、逆にもっとも公的性格を帯び、稼働率の低さをテコに村から郡へと所有権が移動していくのがトラクター、そして、いわばこの両極の中間に、問題の焦点としての「村の馬」が位置づけられる。難民問題との関わりでは、牛については、乳牛保有という点で自立性を保てた土着新農民と、それすら不足していた難民新農民という対照性を、馬については、難民新農民の経営問題の中心が馬利用にあったこと、かつ、そのことが新農民村落の調整能力を低下させたことを指摘できる。結局のところ、土地改革期の個別経営の実態とは、経営資本を通してみる限り、旧グーツ既婚常雇労働者の副業経営の再現ないし継承ともいべき乳牛保有経営にとどまっており、連畜（馬2頭）保有を必須条件とする19世紀的自立農民経営すらも、とても語りうる状態ではない。そればかりか「問題村」においては、村単位での自立的再生産も危険な状態で、権力発動による資源動員という郡の介入を、自らの支えとして受容せざるをえなかった。旧グーツ解体と難民問題を背景に、なお「村」を軸として作られる「個＝村＝郡」のトリアーデ。しかし、その基盤はかように不安定きわまりないものでしかなかったのである。

4. グーツ屋敷の解体と「新農民家屋建設プログラム」

経営資本で問題になったのは、家畜やトラクターなどの労働手段だけではない。もう一つの焦点をなしたのが、住居、納屋、厩舎などの建物の問題である。注目すべきは、この問題には、難民の新農民問題が深く刻印されていたことである。第1節で述べたように、新農民村落の場合、難民たちは新農民か非農民かにかかわらず、主要にはグーツの「館」や納屋に居住せざるを得なかったからである。住宅問題と経営資本不足が、難民新農民の主要な問題だったのである。1947年9月に発布された「占領軍命令第209号。新農民住宅建設に関する占領軍命令」（以下、「命令209号」と略記）こそは、この2つの問題を「新農民家屋建設」により一気に解決を図ろうとするものだった。しかもその際、煉瓦など建設資材は、「館」「厩舎」「納屋」などグーツ屋敷の主要建築物を解体することで調達されることとされた。グーツ村落支配の象徴であるグーツ屋敷の解体と、農民家屋・小納屋・小厩舎からなる農民的農場の建設。「命令209号」は、「ユンカーから農民へ」という土地改革イデオロギーを旗印に、一方で農村空間の物理的改造を目指すとともに、他方では新農民村落の難民問題解決策として位置づけられていたのである。

従来の研究において「命令209号令」について言及がある場合に専ら強調されるのは、人的・物的な資源賦存条件を完全に無視したこの政策の非合理性であり、目標値に対する達成率の低さで示されるこの政策の大失敗であり、ひいてはその裏返しとしての社会主義権力の政治主義的性格であった⁽⁵⁶⁾。メクレンブルク・フォアポンメルン州を対象と

する本稿もまた、「命令209号令」の非合理性については意見を同じくし、全体としてイデオロギー的色彩を色濃く付与されたところにこの政策の失敗の原因があると考え。グーツ屋敷解体による建築資材の再利用だけでは明らかに新農民家屋建設には不十分であり、石、煉瓦、葦、木材などの不足、あるいは資材運搬力の不足を嘆く報告、さらには建設にあたる大工などの建設職人と労働力の不足を指摘する報告は枚挙にいとまがなく⁽⁵⁷⁾、当局の集計においても家屋建設の実績の貧困さ自体は容易に確認できる⁽⁵⁸⁾。従って、本稿ではこの点のついてあえて再検討することはしない。だが、従来の見方は、非合理性と政治主義を見るあまり、第一に農村難民問題の現実との関わり方、第二に新農民村落の経営資本のあり方との関わり方を分析していない。以下では、難民問題との関わりに焦点を絞って「命令209号」について論じてみたい。

まず、表8を見られたい。これは1948年のParchim郡における新農民の住宅事情を示したものである。ここからは、旧農業労働者住居に住む新農民の旧住民と難民の比率は7:3であること、これに対して新築・改築農場に住む予定の新農民、および自己住宅の見通しのない新農民の圧倒的多数は難民新農民であることが示されている。この数字が物語るのは、難民新農民の一部は、旧グーツ労働者住居の空き部屋に入居しているが、他の難民は「館」暮らしであること、新農民家屋により農場を取得できる予定の者は難民新農民の4分の1にすぎないこと、政策実施1年後において現実の恩恵に与っている難民新農民は5%程度にすぎないことである。このプログラムの難民的性格と、その無効性がここにははっきりと示されている。

「命令209号」は二つの局面からなっていた。グーツ屋敷の解体と新農民家屋建設である。上述のように、家屋建設においてネックとなったのは資材調達であり、当局はこの問題を、政治的意図を絡めつつ、グーツ屋敷の解体により達成しようとした。表9は政策実施1年後における州全体のグーツ屋敷の解体状況を示すものである。土地改革で分割されたグーツ経営は州全体で約2,000経営だから、この表の解体対象1,881経営という数字は、ほぼ州全体の旧グーツ地域におよぶものとみなしてよい。さて、この表によれば、納屋・厩舎の類は計画一年で6割以上が解体されるに至っている。その後の数字が今のところ不詳なので評価が難しいが、遅々として進展しない新農民家屋建設計画に比べれば、その数値の高さは顕著であるといつてよからう。つまりは「命令209号」は、従来の容器的経営資本である大厩舎・大納屋の解体という点で決定的一撃であり、従ってまた「ユンカー支配」のシンボルとしてのグーツ屋敷の消滅という意味で決定的な事件であったのである⁽⁵⁹⁾。

ところで、表9で注目されるのは、第一にグーツ建物中、「館」の解体が納屋や厩舎に比べほとんど進展していない点である。その理由として考えられるのは、ソ連軍による農場占領の継続もさることながら、主要には難民の住宅事情そのものである。「館」の解体は、非農民を含む村の新たな下層民である難民の文字通りのホームレス化に帰結して

表8 Parchim 郡における「新農民」の居住状況（1948年5月）

（単位：戸数）

	計	旧住民	難民
①「厩舎付きの住居」に住む者			
旧農業労働者住居に住む新農民	918	668	250
新築農場に住む新農民	32	4	28
改築農場に住む新農民	91	17	74
①の計	1041	689	352
②「新農民農場」を持つ予定（48年末）			
新築農場に住む予定の新農民	504	69	435
改築農場に住む予定の新農民	85	29	46
②の計	589	98	481
①+②	1630	787	833
自己住宅の見通しのない新農民	1271	217	1054
新農民世帯 総計	2901	1004	1887

出典：MLHA, 6-11 Ministerpräsident, Nr.667, Bl.190, Kurzbericht より作成。

表9 グーツの解体状況（州全体：1948年10月31日時点）

（単位：%）

グーツの数	1881（件）	グーツ数にする比率
解体対象		
館・住宅	61	3.2
厩舎	1140	60.6
納屋	1148	61.0
その他	366	19.5
解体中		
館・住宅	17	0.9
厩舎・納屋	498	26.5
解体完了		
館・住宅	39	2.1
厩舎・納屋	1933	102.8

出典：MLHA, 6.11-2 Ministerpräsident, Nr.547a, Bl.68より作成。

しまう⁽⁶⁰⁾。結局のところ、「館」解体の遅れは、それが与える政治的な象徴としての衝撃効果よりも、現実には農村難民の切実な生活利害の方が貫徹されたことを示している。「館」は他にも村の学校や役場など公共的空間を提供していたことも、その解体を遅延させる要因となった⁽⁶¹⁾。

従って、グーツ屋敷の解体に関わって対立の焦点となったのは、「館」ではなく納屋・厩舎であった。しかし、前節で述べたように、馬と牛の一部はなお大厩舎で飼育されていた可能性が強く、特に納屋は村の農民には収穫物の貯蔵庫として決定的な意義を持つ

ていた。その解体が、新農民村落の農業生産力に与える短期的なマイナス効果は明らかであり、農民たちは全体としてこの政策に対して拒否的にならざるをえない。にもかかわらず、注目すべきは、土着と難民の態度には明らかな差異が見られることである。

例えば、1948年5月、「悪い村」とされている Parchim 郡の新農民村落 Z 村（新農民 129 戸）について次のように言われている。

「本村では全部で 18 戸の新農民農場を建設する予定で、・・・現在 8 戸が建設中である。ここでは相互扶助がもっと必要とされているが、旧住民は建設をほとんど支援しない。むしろ旧グーツの建物が解体されることに怒っている。旧グーツの建物がかれらの収穫物の貯蔵用に使えなくなってしまうというのが表向きの理由である。地区建設指導者としてこの村に入った左官の M 氏は、解体した資材や建設用木材が盗まれると訴えている」⁽⁶²⁾。

厩舎や納屋の解体は、土着か難民かを問わず当面の新農民経営に不利に作用するはずだが、この事例において解体に怒っているのは明らかに旧住民、つまり長期的には何も得ることのない土着新農民の方である。さらにこの村では、土着と難民という村内対立、および資材の盗難に象徴される村秩序の崩壊が加わって、問題が一層深刻になっている感すらある。いずれにしても難民利害をストレートに反映した「館」問題と比較すれば、「厩舎」「納屋」の解体は、土着新農民の利害を押し切る形で進められたとあってよい。

もう一つの新農民家屋建設の局面においては、「命令 209 号」をめぐる両者の対立は馬の動員をめぐる起きている。建設資材の運搬に馬は必要不可欠だからである。しかし、例えば Waren 郡では、家屋建設への「住民の参加は芳しくない。とくに牽引力を備えている農民は新農民の窮状を正しく理解できない」とされ⁽⁶³⁾、Ückermünde 郡でも「農民の馬を使うことはできない。というのも農民の馬は改修用木材運搬のために必要」⁽⁶⁴⁾といわれている。馬動員に対する抵抗感は、馬への自己所有意識がより明瞭な旧農民の場合となれば一層強く、例えば、Demmin 郡では、農民 3 名が「土地改革の決定に反対」で、「建築職人に昼食と夕食の賄いを拒否」したという⁽⁶⁵⁾。さらに、旧住民の馬動員に対する反発は、建設支援に対する VdgB の拒否的な態度と連動する。Demmin 郡では「VdgB の建設委員会が建設資材の運搬を拒否」し⁽⁶⁶⁾、Greifswald 郡では「VdgB は無責任といえるほど命令 209 号に対して無関心であった」という⁽⁶⁷⁾。

第 2 節で述べたように、農業属具の焦点は「村の馬」に対する過剰負担であり、土着 vs 難民の村内対立の焦点も「馬動員」にあった。新農民家屋建設プログラムは、この点の認識を完全に欠いており、この例に見るようにむしろ矛盾を深刻化させる作用があった。トータルな農業政策の中に位置づけられていなかったという意味で、住宅建設プログラムは、非合理的であった。

土着新農民に比べると、難民新農民の「家屋建設」動員への態度は複雑である。確かに既述のように、第一に「命令 209 号」は政治主義的な側面を持っていたこと、第二に、

その受益に与ったのは難民新農民の2割程度にすぎないこと、第三に難民新農民の別の一部は土地への定着の意志が弱いこと、これらの点は難民のこの政策への参加を弱くする要因であろう。とはいえ、難民新農民の一部は明らかにこの政策を歓迎した。「命令209号」前の時点ではあるが、Ückermünde 郡では「新農民は新農民関連の建設が停止していることが大変不満」であり⁽⁶⁸⁾、Hagenow 郡からは、新農民村落 Wiebendorf 村において「来週には新農民の納屋3棟が建設される予定である。この納屋のための木材は春耕期間中に運搬してきた。というのも本村は新農民 Neusiedler だけからなる村だが、彼らには住むところが必要だからである」との報告がある⁽⁶⁹⁾。こうした要求の存在が「命令209号」の背景にあったことは疑いない。「命令209号」の数少ない優良事例も、この層に絡んでいたと思われる。Güstrow 郡では「新農民村落Lにおいて、「命令209号」による建設が活発に進められていることが確認された。一般に新農民はこの仕事に積極的である」とされている⁽⁷⁰⁾。こうした難民新農民の対応の両義性は、難民新農民内部の分解を予測させる。

以上のように、新農民家屋建設プログラムは、一方で、ユンカー解体というシンボリックな意味を付与されつつ、実は農村難民層の利害を全面に打ち出した政策であり、他方で「貯蔵庫としての納屋の解体」および「馬に対する過剰負担」という点で農業政策と不整合的であり、このために村内矛盾をむしろ深刻化させる局面をもっていたのである。

5. 新農民問題 —新農民の行動と村落の統合問題—

これまでは農業属具および住居・納屋・厩舎という旧グーツの経営資本のあり様に焦点を定め、その観点から新農民問題のあり様をみてきた。その観点からみても、当局は、土地改革後の新農民村落の安定化と統合の条件を確保していたとは言い難い。以下、本節では経営資本問題を離れて、新農民の行動の特徴を明らかにし、そのうえで新農民村落の政治的・社会的統合問題に迫ってみたい。

1) 経営放棄

土地改革後の新農民をめぐる最大の問題は経営放棄問題であった。新農民の経営放棄は土地改革政策の失敗を象徴する出来事だからである。しかし、従来の研究では、主に1950年以降について一般的な数値が個別的に言及されるだけで、その実態についての詳しい分析はされてこなかった⁽⁷¹⁾。

経営放棄は多様な形態を含むが、当局の問題意識からは、経営者のいない経営数、つまり「空き数」として報告されるのが最も多い。表10と表11は、主に文書史料に出てくる1947-1949年のメクレンブルク-フォアポンメルン州における「空きの新農民経営」に

表10 新農民経営の空き数 1948-1949年

	新農民経営総数	空き経営数	
		1948年1月 ⁽¹⁾	1949年7月 ⁽²⁾
州全体	77,178 (1950年) ⁽³⁾	762	986
Waren 郡	3,814	130	94
Neustrelitz 郡	3,970	断然多い	27
Randow 郡	1,079	200	130
Malchin 郡	5,700	106	58
Demmin 郡	2,878		82
Grimmen 郡	2,238		
Stralsund 郡	4,050	36	
Neubrandenburg 郡	5,124 (1948年) ⁽⁵⁾		134

出典：(1)1948年1月の空き B-Arch, DO2-34, S.147. 数字の信憑性について注72を参照。

(2)1949年7月1日の状態 B-Arch, DK1-Nr.10031, Bl.80

(3)1950年の新農民経営数 表1参照

(4)1945年の新農民数 B-Arch, DK1-Nr.7593, Bl.22

(5)未分割地分の410戸は含まず(表11を参照)。MLHA, 6.11-2, Nr.666, S.6; B-Arch, DO2, Nr.34, Bl.147, u. DK1, Nr.8572, Bl.49f.

関する情報を一覧に整理したものである。このうち、表10は、複数郡の「空き数」についてまとめた数値情報を提供している文書をベースに作成したものであり、これに対して表11は、経営放棄に関する各郡の個別報告内容を、史料ソースに関係なく郡別に一覧に整理したものである。

さて、まず表10から州全体を鳥瞰すると、その水準が意外に低いことがわかる。州全体でみると新農民経営数全体に占める「空きの比率」は1949年でたったの1.3%にしかすぎないのである。この数値を見る限り、一見すると、経営放棄問題をもって深刻な生産の危機を論じることはできないように思われる。

しかし、この「空き数」は、実は経営放棄の実態を反映するものではない。表10と表11を比較すると、表10の「空き数」が表11の1ヶ月単位の「空き数」とほぼ同じであり、また、表11で3ヶ月単位の空き数を示す数値が、表10の「空き数」を上回っている場合があることに気づく。つまり、実は表10の「空き数」は経営放棄のフローの平均値を示しているにすぎず、その流動性を反映していないのである。例えば、表11のSchöneberg郡について、「本郡の総新農民経営数4,189戸」であるが、「これまで約600戸が経営主を変えた」とあるように、経営主交替の頻度は極めて高かったと思われる。当郡の「空き数」は不明だが、「空きの比率」を州平均数値の1.3%とすると「空き数」は54戸となり、ここから回転率は約11倍と算出される。(実際には州の「空き数」は過小評価と考えられることから、回転数はここまでは高くはないと思われるが⁽⁷²⁾。)これらのことから、第

表11 各郡の経営放棄に関する報告

郡名	年次	経営放棄の数と内容	出典
Waren	1947年1月	・Warenでは約300戸、Rostockではそれ以上の経営が空いたままである。理由は新農民が暮らすべき住宅が不足しているためである。	MLHA, Min. f. Sozialwesen, Nr.31b, oh.Bl.
	1947/48年	・本郡の主のいない新農民経営は、1947年において約95戸だったが、1948年は130戸である(自発的放棄の数)。	B-Arch, DK1-8573. Bl.131
Neustrelitz	1947年2月	・この3ヶ月で104戸の新農民が経営を返上した。うち、33件は経営能力のない者だが、71件は自発的な放棄である。	666a, Bl.678
Schöneberg	1948年4月	・本郡の総新農民経営数4189戸のうち、約3700戸は完全な新農民経営である。・・・これまで約600戸が経営主を変えた。	B-Arch, DK1-8573, Bl.263
Demmin	1947年3月	・3月期に64件の新農民経営放棄があった。4月15日の報告では、すべて後継者がみつかった。	666a, Bl.442
	1947年7月	・空いている経営は70戸。理由は住宅および厩舎の不足。	666, Bl.216-218
	1947年10月	・経営放棄したい人の申請書が40件。供出ノルマと牽引力不足で経営放棄をする例もしばしば。住宅不足による空き経営が110戸。	666, Bl.34
Grimmen	1948年2月	・土地改革以来、新農民262人が経営を離れた。うち、39人は負債を抱えて。	666, Bl.6
Stralsund	1948年3月	・36戸があいたまま。うち25戸が住宅不足、11戸は家畜不足、供出義務累積のため。	667, Bl.277
Neubrandenburg	1946年12月	・46年12月、71人の新農民が経営から撤退した。新農民は住宅があって初めて定着できるが、時には住居や納屋が赤軍によって占領されている。	666a, Bl.678
	1947年4月	・4月は132人の新農民が経営を返上した。うち110経営については新規応募者から埋め合わせた。	666, Bl.366
	1947年7月	・新農民75戸が、家畜不足、パン穀物不足、病気を理由に経営を返上。新規応募者は117名だが、ほとんどは住宅の見込みがたらず。	666, Bl.269
	1948年1月	・新農民経営5534戸のうち、(新規分割分の)410戸が空いたまま。土地改革以来、1223戸が分割地を離れた。1947年だけで97件が放棄された。	666, Bl.6

注：出典欄：「666-Bl.*」あるいは「666a-Bl.*」とあるのは、すべて「MLHA, 6.11-2 Ministerpräsident, Nr.666-667, Bl.*」の略記である。なお、これらの文書には、村単位の空きについての報告も相当数存在する。

一に新農民経営の一部について経営条件がとくに劣悪なものが存在し、その部分について流動性が高いこと、つまり難民経営においても分解が予測されること、しかし第二に、この時期にピークを迎える厚い農村難民人口を背景に、新農民への応募者圧力が恒常的に存在したことが推測される。一方で「経営放棄の申請書が山積みされて」いながら⁽⁷³⁾、他方で「空いた経営の95%は即座に埋まって」いるとされ⁽⁷⁴⁾、また「経営返上75人に対して新規応募者は117名」であったとされていることは⁽⁷⁵⁾、こうした推測を裏付けるものである。

経営放棄問題の深刻さは、個別の新農民村落の実態報告において、よりリアルに現れてくる。例えば Neustrelitz 郡の新農民村落 C 村（旧農民 2 戸と新農民 48 戸、総面積 440 ha）についての報告では、1947 年において新農民 48 戸のうち供出ノルマを達成したものは 15 戸、未達成が 33 戸であり、さらに未達成とされたうち、返却希望者が 6 戸、既に経営放棄されているものが 6 戸である。放棄地は 2 戸の旧農民が耕作していたという⁽⁷⁶⁾。この村は「困難村」であり、「空き比率」も 13.4% とかなり高いが、ここではそのことよりも新農民経営の多くがノルマ未達成であること、「空き経営」と同程度の数の潜在的な経営返上希望グループが存在することの方に注意したい。つまり上述の「回転率の高い劣悪経営グループ」の背後には、それと匹敵する予備軍が存在していたのである。経営放棄問題の深刻さは、じつはこうした潜在的予備軍を意識して議論されていたと考えた方が適切である。

次に、経営放棄問題で着目すべきは、「空き経営」問題がしばしば「住宅問題」と関わって議論されていたことである。表 11 においても Waren 郡、Demmin 郡、Stralsund 郡、Neubrandenburg 郡の欄に住宅不足が指摘されている。さらに Neustrelitz 郡の新農民村落については、例えば次のように報告されている。

「この 3 ヶ月で 104 戸の新農民が経営を返上した。うち 33 件は経営能力がないことによるものだが、71 件は自由意志によって経営が返上されたものである。最近のものについては新人がみつかったが、難しいのは、入植地の旧所有者が住居を明け渡さない場合である。多くの村では、一部屋に新農民 2、3 家族、場合によっては新農民 4 家族が暮らさなければならない状態である。入植放棄の理由としては、犁耕力と大家畜の不足によって農地が耕作できないことがあげられる。化学肥料の不足もあげられている。B 村に属する旧 O 地区は 14 の分割地に分割されたが、いまだに引き受け手がない。というのも、住宅、厩舎、納屋が赤軍によって利用されているからである。」⁽⁷⁷⁾

ここで、一部屋に 3、4 人暮らすというのは、難民に典型的な住のあり様である。住宅問題が赤軍占領と関わらせて書かれているのも、グーツ村落の難民生活を意識した話である。この事例が語るのは、経営放棄をするのは主には難民の新農民であり、彼らが住宅不足から経営放棄後も住居を明け渡さないということが問題とされていたことである。先に「空きの経営」の実態は劣悪な新農民経営であったと述べたが、ここで

はそれが難民問題と重なっていたことが明示されているのである。

2) 乱伐と「サボタージュ」

経営困難に基づく「経営返上」は、土地改革の失敗を典型的に示唆する新農民のいわば「合法的な行動」であるが、しかし彼らの行動形態は、それに限定されるものではなく、より多様な形態を含んでいた。

このうちもっとも頻繁に登場してくるのが新農民による森林乱伐問題である。東独土地改革においては、グーツ経営解体が対象となったため、農場の一部を構成していた大量の林地も分割され、新農民はもとより、旧農民にも分配された⁽⁷⁸⁾。一般にドイツ農村においては森林はとりわけ燃料資源として重要であり、グーツ分割以前は、グーツの労働者は、現物給の一部として農場より自給用燃料木材を提供されていた⁽⁷⁹⁾。しかし土地改革後、新農民となった人々は、各自が分配された林地から自ら木材を伐採して燃料を調達することとなる。これを逆手に取ったのが乱伐であった。

例えば、1948年のParchim郡L村では、44人の新農民が土地改革を通して1～3haの林地を獲得したが、彼らの多くが、雇用労働力を使ってまで自分の林地を乱伐し、これを燃料として販売したとされている。村長によれば、このうち特に4名が皆伐し、売却したという。人々は「森をお金にかえたら入植地を返上するという原則で行動しており、村長はこうした乱伐に対してこれまでのところ無力である」と言われている⁽⁸⁰⁾。

当初より農業経営ではなく森林皆伐を目的として新農民となり、一儲けした後はさっさと経営放棄をして姿を消す。これが新農民経営の皆伐の典型パターンである。村や土地への帰属感に乏しい行動だから、難民新農民を主体とする行動と推測されるが、この点は確認できていない。当時、「乱伐と戦後復興のための木材伐採のために、森林面積は1938年比で4分の1まで減少した」⁽⁸¹⁾といわれており、その規模の大きさと問題の深刻さがうかがえよう。こうした乱伐行為の周辺には、新農民によるものとは言えないが、非合法的行為としての畑泥棒、盗伐、密猟の多発が問題となっていた⁽⁸²⁾。これらは、闇家畜、闇屠殺、横流しなどに代表される旧農民の非合法的行為とは対照的ではある。

経営返上や乱伐と並んで当局を悩ませたのが「意図的なサボタージュ」であった。一般には、土地改革失敗という観点から、新農民の経営放棄のみが着目されがちであるが、実際には、これとは逆の当局による新農民経営の接收の事例がかなりの頻度で存在する。経営接收の多くは、元ナチスであるとの理由から、あるいは村の内紛にかかわって政争の道具として利用されるなど、主に政治的な理由から行われているが、これとは別に、単に経営意欲の喪失により、「サボタージュ」、または「経営能力なし」と認定されて接收される場合が散見されるのである。

例えばWismar郡において、「この数日間に24人の新農民が悪意あるサボタージュを理由として接收されるか、あるいは自らの意志で経営放棄」したとされている⁽⁸³⁾。また、

Ückermünde 郡の新農民村落 K においては「27人の農婦と農民が、種子を借りたにもかかわらず穀物を全く供出できていない。ここでは種子がちゃんと播種されたのかそれとも食用に回されたのかという問題すらある。27人の農民はサボタージュを理由に人民裁判所に送られ」た、また「類似の事件は他の村でもおきており60名が起訴」されたといわれている⁽⁸⁴⁾。

さらに、接収にまで至らない、単なるサボタージュに関する指摘だけならば、もっと多くの例を挙げることができる。その中で特に注目すべきは、同じ村の農民によるサボタージュ農民に対する告発が見られることである。例えば、1947年、Stralsund 郡N村では、VdgB 集会において、新農民Rの農耕に対する無関心とノルマ未達成が隣人によって告発されている。彼の農地は「雑草が繁茂している」ほどの状態であった⁽⁸⁵⁾。また、1948年 Neubrandenburg 郡T村について、「村の数名の農民が意識的に農作業を怠けている。勤勉な農民が秋の供出の際に怠け者の負担を負わなくてはならず、これが村全体のやる気をそいでいる。2人の農民を有罪とすべきである。」と報告されている⁽⁸⁶⁾。この2つの例は、サボタージュ問題が、村を責任単位とするノルマ制度、さらには新農民村落における労働のあり方と深く関わっていることを意味している。

以上のように、「経営放棄」を軸としながら、その周辺に、「乱伐」や「サボタージュ」などの「制御不能」な行為が広範囲に広がっていた。それは経営資本不足による経営困難、生活困難、供出負担の問題、村の労働組織のあり方、土着と難民の村内対立の拡大、さらには難民新農民経営の分解（ただし、この点は本稿では詳らかにしえなかった）などをはらみつつ展開していたのであった。そして、村の統合力が弱化した状態に呼応するかのように、サボタージュについては時に「人民裁判送り」や「接収」などの権力行為が、時には村内からも発動されているのである。このように、経営放棄は、生産停滞という意味で農業問題の中心をなしたが、同時にすぐれて新農民村落の統合の危機をめぐる問題でもあったのである。

3) 新農民村落の村政

戦後の東独の土地改革は、グーツの土地所有の接収のみならず、グーツ村落を統治していたグーツ・ヘル家族の村外追放をもって開始された。これまで述べてきたように、村は農業生産や供出ノルマの最終責任単位として新たな役割を与えられる一方、しかし他方では全体としての新農民経営の困難の深まりと、新農民の「制御不能」な行為の広がり直に直面しており、いわば上下から挟撃される状態におかれていた。こうした中において、グーツ・ヘルなきあとの村の政治支配とはどのようなものであったのか。以下、やや、概括的な叙述となるが、最後にこの時期の村の政治状態の特徴について触れておきたい。

表12は、1947年6月時点の党員数の内訳を示したものである。いずれの郡も農業郡で

表12 各郡における政党別党員数 (1947年6月)

(単位：人)

	Neustrelitz 郡		Neubrandenburg 郡	Wismar 郡	Parchim 郡	
	都市部	農村部			対住民組織率	
SED	1,623	6,539	6,065	14,400	9,401	9.5%
CDU	218	742	872	1,800		0.9%
LPD	272	449	232	600		0.5%

出典：MLHA, 6.11-2 Ministerpräsident, Nr.666, BIS.244-256より作成。

あり、Neustrelitz 郡の数値に示されるように、本表の数字は農村部の動向を反映するものとして間違いない。各党間については、党員数を指標とする限り圧倒的に社会主義統一党（以下 SED と略記）が優勢であり、Parchim 郡においては対住民組織率は 9%強にまで達している。ナチスの時期の東エルベ村落での共産党員比率は限りなくゼロに近いであろうから、農村部における SED 党員比率の高さは明らかに土地改革の政治的成果としてよい。従って、また、この点から考えれば、新旧農民村落別の内訳は不詳とはいえ、新農民村落において SED 党員比率はより高いと推測されよう⁽⁸⁷⁾。こうして、ゲーツ・ヘルナキ後の新農民村落は形式的な点で見ると限り SED 党の掌握のもとにあったといえる。

しかし、そのことは SED が村の統治集団として有効に機能したことを全く意味しない。第一に、村当局がほとんど指導力を発揮していないことを批判する報告はかなり頻繁である。二つだけ事例をあげておこう。例えば、1947年の Rostock 郡のある村について、「この村の・・・特におおきな問題点は、若干の新農民が村外居住者であり、労働意欲が乏しいことである。村会議長と農民扶助委員会は幾度となく交替しているが、村役場の業務は正しい軌道にのっていない」といわれている⁽⁸⁸⁾。同じく、1948年9月の Wismar 郡について、「わが州報告担当職員は8月24日に、(当郡の) 3か村に入った。この3村落は・・・いずれも供出成績が大変悪いところである。・・・H村では、村長は、何が脱穀されたか、どれだけ供出されているか、どれだけの面積が刈られ、あるいは搬入されているのかの情報を全く持っておらず、農場では穀物が室にやみくもに搬入されているだけである」と述べられている⁽⁸⁹⁾。

前者の Rostock 郡の事例において、村外居住者の新農民とは、新規希望の難民が村内に住居が確保できないために、村外に居住したまま新農民となって通っているものと推測される。この点からこの村は新農民村落であること、難民新農民の存在が村の統合に大きな影響を与えていること、そのことが村役人の交替に見られるような村の弱さを引き起こす原因とされていることがわかる。Wismar 郡の事例の方は、より直接的に村農業の困難さが村長の姿勢によるものとされている。村を監視する立場にある州当局者の視点からの報告であるから多少割り引いて考えなくてはならないとはいえ、どちらの事

例においても村政の機能不全は疑いない。

第二に着目すべきは、村長の悪質ぶりである。例えば、Ückermünde 郡からは、ある労働者から、村長から何の理由もないのに自転車でぶつけられ、歯を一本折られた、村長はしばしば殴ってくるし、酔ったときには一緒にいる人の物を壊すとの告発があったとされる⁽⁹⁰⁾。また、当局に対する新農民の請願ファイル—その主な内容は経営接收に対する新農民の抗議文であるが—の中には、村内紛争に関わって村長の悪業を告発する生々しい文書が散見される。例えば、Güstrow 郡 E 村の農民 2 人による 1947 年 12 月 10 日付けの告発文書では、元村長 WT が自らの私利・私欲のためにいかに村長権限を行使したかが、供出のごまかし、物資の不当な配分、村委員会議事録改竄による着服、入植地の不当取得、村住民に対する不当逮捕示唆と虐待など 15 点にわたって述べられている⁽⁹¹⁾。また、経過が複雑すぎるので詳述しないが、当局の経営接收を不当とする請願文書において、抗議者が難民新農民で、かつ当局の経営接收が村長の自分に対する悪意から発したものである、従って村長の陰謀であると訴えるものが 2 件ある⁽⁹²⁾。その他にも、Ludwiglust 郡 K 村の新農民村長 AK による職権濫用事件についての文書においては、村長が自らの新農民経営をヤミで売却処分し、バイエルンへの逃亡を図ったとされ⁽⁹³⁾、さらに Rostock 郡 W 村からの請願をうけての調査報告書では、「土地改革の際に他所から来て村の VdgB 議長に納まった人物が、権限を利用して分割地を取得し、さらにその後も建築資材を横流し、馬をヤミで売却処分した。この男は現在州政府で農業検査官として働いているが、W 村とその近郊地域住民の怒りをかっている」と書かれている⁽⁹⁴⁾。

容易に想像されるように、この種の悪質村長ないし村役人は、上位権力に敏感であるから、その多くは支配政党となった SED 党员であったと考えられる。Grimmen 郡についての報告では、「当郡では多くの汚職事件がおきており当局への不信が高まっているが、そのほとんどが SED 党员によるものである、これに対して教会に通う者は戦前に比べて 10 倍にも上っている」と報告されている⁽⁹⁵⁾。

村長という職に対する信頼をさらに失墜させたのは、ソ連軍の村政へのきわめて恣意的な介入であった。極端なものとしては、ソ連軍が村長人事に直接介入する場合が見られる。1947 年 Neustrelitz 郡の数か村で、ソ連軍が LPD 村長の辞職と SED 党员の選出を求めたという。とくに C 村では、何度も選挙を繰り返した後、「ロシア占領軍の希望により SED 党员で、無国籍の羊飼い—彼はロシア語が流暢—が」村長になったとされる⁽⁹⁶⁾。

さらに頻繁にみられるのが、ソ連軍とのコネクションを武器に悪質村長が村を支配する事例である。例えば、Usedom 郡 L 村に入ったベルリンの農林省調査官の報告によれば、「この村の新農民は、新農民の VdgB 元書記が、(なおも) 村で指導的な立場にあることを不満として訴えた。彼は郡占領軍の後ろ盾があるので、誰もあえて彼に異を唱えることができない。彼は VdgB 書記をやめた後に村に入植し、1947 年に新農民としてグーツの庭地 1 ha、150 本の果樹を手に入れたが、これに対する供出ノルマはたった 160 kg で

あり、奉公人を雇用して自分では働かない。そうしたことが村人の怒りをかっている」⁽⁹⁷⁾。

以上のように SED 党員比率の高さは確かに土地改革の成果ではあったけれども、しかし当局に対する村民の同意調達を意味するのでは全くなく、むしろ悪質村長と村政の腐敗は、彼らの当局に対する距離を一層大きくしたとあってよい。村の政治的統合はこうした観点からも脆弱なものであった。このことを裏側から根拠づけているのは、連続する村長の辞職である。1947年12月、Neustrelitz 郡では、T、L、N、H、K、Cの6村の村長が辞職を申し出ているが、その理由はこれ以上自分の善意に反するような行動をとることに責任が持てないからというのである⁽⁹⁸⁾。

6. おわりに

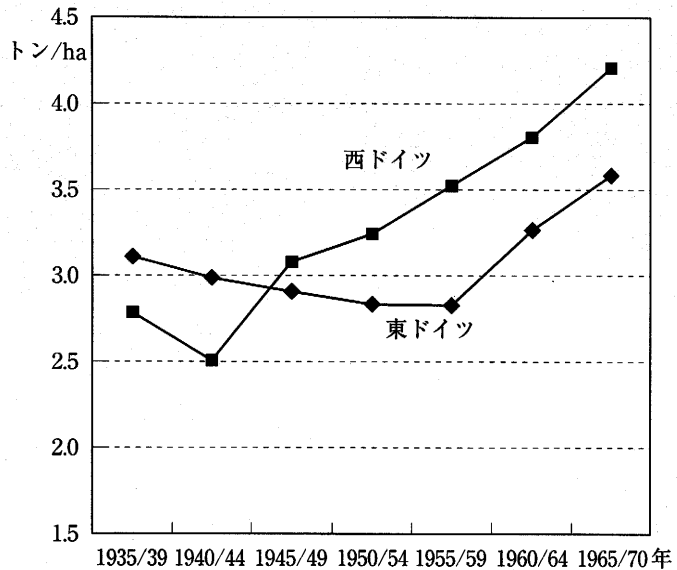
これまでの叙述から、東独土地改革は単に「土地所有の改革」で語り尽くせるものではまったくないことは自明であろう。それは経営資本分析でみたように物的な農業生産力構造の「改革」であり、難民問題やヘルの追放にみられるように農村社会構成の「改革」であり、さらにソ連軍農場占領を被った一部村落では、収奪型「植民地政策」として経験される「改革」でもあったのである。こうした多義的な内容をもつ「土地改革」の「直撃」を受けた地域こそが、北ドイツを中心とする旧グーツ村落であった。

本稿の課題は、そうした「旧グーツ村落＝新農民村落」に分析対象を限定し、難民問題を意識しつつ、経営資本分析をふまえて、土地改革期の「個－村－郡（＝国家）」のあり方を、村落の場から問いなおすことであった。第一に農業属具の分析からは、単純化すれば「牛＝私的保有」、「馬＝村による調整」「トラクター＝郡の掌握」という三層構造が明らかとなった。土着新農民の乳牛保有が唯一の安定的要素である一方で、難民問題との関わりから、問題の焦点は「村の馬」の利用にあった。第二に、新農民家屋建設プログラムは、難民住宅問題の解決と土地改革理念の交差する地点に上位権力によって構想された政策であった。しかし、それは実態的には、農村難民利害を強く意識した政策でありながら、「倉庫」「牽引力」問題への対応策を備えておらず、むしろ村内の土着と難民の対立を悪化させてしまう。第三に、こうした経営資本調達をめぐる制約のもとで、経営放棄、サボタージュ、乱伐などの制御不能な新農民の行動が、おそらくは難民新農民経営の分解という事態と絡みつつ、予想以上の広がりをもせる一方で、政治的には、土地改革実施過程で村 SED 組織の確立をみつつも、SED 村長による汚職事件の頻発に象徴されるように、村の統治能力の脆弱さは否定しようがないほど明白である。全体として当該期には、生産部面、供出部面を中心に、個人あるいは村に対する郡当局による介入・動員政策、および強権発動が顕著であるが、これは、新農民村落については、必ずしも強い国家システムの証左とのみ理解すべきではなく、むしろルーズで不安定な村落状態

に対する「社会主義」権力の固有な反応の仕方と考えるべきであろう。

図2は、A・ヴェーバーが加工した数値により、戦後東西ドイツの「土地生産性」の推移を示したものである⁽⁹⁹⁾。作付け作物の種類の多様性、東西の統計方式の相違、さらには統計数値の精度のために、この種の長期にわたる計量的比較は難しく、従ってこの図の統計処理についても全面的な信頼をよせることには当面留保しておきたいが、全体の傾向を知る目安とはなろう。さて、この図で見ると、第一に東ドイツ地域は、

図2 土地生産性の東西比較（5カ年平均）



注：縦軸；農用地1haあたりの収量（穀物単位 Getreideeinheit で換算された数値）。

出典および算出の仕方：Weber, A., Ursachen und Folgen abnehmender Effizienz in der DDR-Landwirtschaft, in: Kuhrt.u.a. (Hg.), Die Endezeit der DDR-Wirtschaft. Analysen zur Wirtschaft-, Sozial- und Umweltpolitik, 1999 Opladen, S.235f. u. 266(Anm.27)

1945-1960年の期間に一貫して土地生産性を後退させていること、第二に、これとは対照的に西ドイツ農業は土地生産性を上昇させていることが明らかである。もちろん、この図表における東ドイツ農業の数値は、新旧農民および南北を含む全体の数値であるから、東独においてもっとも困難な状況下にあった北部の新農民村落については、この期間の生産力の後退と停滞は一層の深刻さを示すと推測される。全体の土地生産性の落ち込みは、北部における経営放棄地の増大を反映している。こうした生産力低下と回復への道の険しさこそは、戦後土地改革期の新農民村落のかかえた問題の根深さを物語る。

個別経営としては土着新農民の乳牛経営の水準を超えられなかった新農民経営の実態。こうした新農民村落の停滞は、逆に旧農民に対する供出負担の強化へと帰結していき、当局と旧農民の対立を先鋭化させる契機となる。他方で、都市経済の回復、および1948年の西独通貨改革以後、徐々に進行する東西ドイツの経済格差の拡大は、農外労働市場の拡大を通して、農村に滞留していた難民の流出を促し、それは経営放棄地の急上昇を引き起こしただろう。国際的には、1949年以降、米ソ対立は本格化し（東西ドイツ国家の成立）、東側世界においては全面的集団化運動が一斉に開始される。こうした条件が重なるなかで、東独農村においては、1952年より「反クラーク」キャンペーンとセットになった初期集団化運動が開始されるが、1953年の6月の「ベルリン蜂起」の勃発により、一

端挫折するという経過を辿ることになる。従来、1953年6月蜂起は、専ら大都市労働者を中心に論じられてきたが、近年、農村部においても広範な地域で反対運動があったことが明らかにされてきている⁽¹⁰⁰⁾。これらの一連の事件の歴史的意味を、本稿と同じスタイルで、つまりは、農業経営のあり方、農村難民問題の推移、そして「個＝村＝国家」の重層的ヘゲモニーに着目しつつ明らかにすること、それが、次に取り組むべき課題である。

最後に、本稿のテーマに関わって若干の論点について試論的に言及しておきたい。

第一は、ドイツ村落論と連続性の問題についてである。「はじめに」で述べたように、近年の戦後ドイツ農村史研究においては、連続性の問題は旧農民層の行動の連続性として議論される傾向がある。例えば、既述のチューリンゲン農村を対象とするM・フームの研究では、集団化に対する農民行動の特徴として、「フーフエ」農民としての階層的意識の強固さが指摘され、都市から流入する新中間層＝村政治的支配層と旧農民層の対立と妥協の物語として50-60年代の集団化の歴史が描かれている⁽¹⁰¹⁾。他方、戦後西ドイツ農村をあつかったP・エクスナーの研究においても、戦後から60年代については、富農・中農層による村政支配の回復と、婚姻行動における農民層の階層内結婚の強さが、農村下層および難民の婚姻行動との比較で強調されている⁽¹⁰²⁾。

こうしたドイツ農村構造の強固さに関する議論の仕方は、実は戦後期のものというよりは、ワイマール期からナチ期におけるドイツ農民と農村を語る近年の一つのスタイルになっている⁽¹⁰³⁾。こうした議論は「連続論」特有の固定化がみられ、にわかには同意しないが、この点は今は問わないとしよう。ここで言いたいのは、こうした議論は、少なくとも本稿で対象とした北ドイツの旧グーツ村落では無効であるということである。なにより、本稿で述べたように、当該地区では戦後の断絶は、ソ連軍占領、土地改革、東方難民流入などの戦後的諸契機が強烈で、「村の解体」を意味するほどに決定的であったからである。見方によっては、同じく難民をかかえつつも新農民村落が旧農民村落ほどの凝縮力を示さない点をとらえて、「旧グーツ村落＝パターナリズム型のルーズな村落構造」の連続性と理解することもできるかもしれないが、当面はこうした解釈には禁欲的でありたい。繰り返すが、構造の連続的の局面よりも、戦後世界の変動に伴う外部条件の変化による「破壊」の方を重視したい。

第二の論点は、戦後東ドイツにおける「社会主義」権力の固有性をどう議論するかという問題である。確かに、史料を読んでいると、既に占領初期より供出強制や各種の強制的かつ非合理的な資源動員要請など、スターリニズム支配を容易に想起させる叙述に至るところで出会う。しかし、本稿では、これを単にソ連型支配の「本質」に還元することで事足りるとはしたくない。第一に、繰り返すが、そうした強権発動は、不定形な新農民村落の社会状態の裏返しという側面があったからである。第二に、むしろ着目したいのは、「命令209号」にみられるように、当局が新農民政策といいながら、全体とし

ては難民新農民利害に沿った対応をしている点である。これは西ドイツ地域とは異なり土地改革により難民新農民を大量に作り出してしまったこと、この層の状態がもっとも困難であったという事情に基づくが、しかしそのための改革が土着世界の全面否定という方向で行われていくのである。難民新農民という「村の外部者」に依拠した「外部から」の土着グーツ世界的人為的否定というやり方、私はむしろこの点に戦後「社会主義」権力の「強権性」と「他者性」と「不安定性」が同時に表現されているように感じる。同じ国家の強制的契機といえども、「土着世界」に沿ったナチズム支配のやり方との差が、ここに明白に看取されるのではなからうか。

注

- 1) Bauerkämper, A. (Hg.), "Junkerland in Bauernhand"? Durchführung, Auswirkung und Stellenwert der Bodenreform in der Sowjetischen Besatzungszone, Stuttgart 1996; Humm, A.M., Aus dem Weg zum sozialistischen Dorf? Zum Wandel der dörflichen Lebenswelt in der DDR und der Bundesrepublik Deutschland 1952-1969, Göttingen 1999.
- 2) Bauerkämper, A., Strukturumbbruch ohne Mentalitätenwandel. Auswirkungen der Bodenreform auf die ländliche Gesellschaft in der Provinz Mark Brandenburg 1945-1949, in; ders. (Hg.), a.a.O., S.69-85. 農業史に限定されないが、日常史的視点からの独裁権力と民衆という問題を「Eigen-Sinn」(「自己本位的意味づけ」とでも解釈すべきか)という視点から分析しようとした共同研究として、Thomas Linderberger (Hg.) Herrschaft und Eigen-Sinn in der Diktatur. Studien zur Gesellschaftsgeschichte der DDR, Köln 1999 が注目される。
- 3) Peter Exner, Agrarwirtschaft und ländliche Gesellschaft in Westdeutschland im Schatten der Bodenreformdiskussion. Kontinuität und Neubeginn in Westfalen, 1945-149: in; Bauerkämper, a.a.O., S.181-230. この論文はP・エクスナーの単著『ヴェストファーレンの農村社会と農業 1919-1969』のサマリーである。Peter Exner, Ländliche Gesellschaft und Landwirtschaft in Westfalen 1919-1969, Paderborn 1997.
- 4) 日本における戦後東独農村史研究は、いまなお、ほとんど空白地帯である。1989年以前においては、戦後歴史学の一国的で発展主義的なパラダイムへの依拠と、なによりも史料アクセスの困難さのために東独研究者の研究成果に依存せざるを得なかった事情が、この領域の研究を全体として限界づけることとなった。代表的研究として村田武「戦後東ドイツにおける土地改革と農民経営」『土地制度史学』第77号(1977年)、をあげておく。Kuntscheの研究に依拠しつつではあるが、「協同経営」の残存に着目して、土地改革後の経営実態の一端をはじめて明らかにした論考である。歴史分析ではないが、最近のものとしては戦後東独社会主義農業の全体を論じたものとして谷口信和『二十世紀社会主義農業の教訓』(農文協)1999年がある。国民経済的視点および経営学的視点から、40年間の東独農業の全体像をはじめて浮き彫りにしてみた画期的研究である。
- 5) Vgl. Wille, M. (Hg.) Die Vertriebenen in der SBZ/DDR: Dokumente, I Ankunft und Aufnahme 1945, Wiesbaden 1996, II Massentransfer, Wohnen, Arbeit 1946-1949, Wiesbaden 1999.
- 6) ゲマインデ Gemeinde (自治単位としての村)は、以下すべて「村」「村落」とする。逆に「村」「村落」は Dorf, Ort の意味でも使用する。郡 Kreis は国家行政の出先機関とみなす。なお、州名はカタカナ表記、郡名は原語表記、村名は原則として頭文字のみの表記とする。
- 7) 1947年9月、メクレンブルク・フォアポムメルン州における住民中に占める難民比率は43%、こ

- れに対して東ドイツ地域全体の平均は24.7%である。B-Arch, DQ2, Nr.3799, Bl.90
- 8) 主に参照した土地改革関連史料は以下のとおりである。
- Mecklenburgisches Landeshauptarchiv Schwerin (以下、MLHA と略記)
6.11-2 Ministerpräsident (以下6.11-2と略記), Nr.509-553, 664-680
Ministerium für Sozialwesen, Nr.31, 802, 938, 2105
Ministerium für Innern, Nr.146
- Bundesarchiv Berlin-Lichterfeld (以下、B-Arch と略記)
DK1, Nr.2911, 7593, 8079, 8168-8191, 8572-8573, 10031
DQ2, Nr.623, 1093, 1990-91, 2113-14, 2143, 2738, 3392, 3400, 3799
DO2, Nr.20-21, 34, 62-65
- 9) もっとも、グーツ経営と農民経営の混在集落、および旧農民集落でも「非ナチ化」の過程で
接收された「元ナチ農民経営」が一定数あるところでは、新旧農民が混在することになり、新
農民問題のあり方もグーツ村落の場合とは相違してくると考えられる。また、少数ながら、純
難民集落や、難民労働者だけからなる州農場が別途存在する。これらについての分析は別の機
会にゆずりたい。
- 10) ワイマル期へのメクレンブルク地方の農業労働者問題については、拙著『近代ドイツの農村
社会と農業労働者』（京都大学学術出版会）1997年第五章を参照されたい。
- 11) 以下、当該州のソ連軍農場占領に関する叙述はB-Arch, DK1, Nr.7593によっている。
- 12) B-Arch, DK1, Nr.7593, Bl.119
- 13) MLHA, 6.11-2, Nr.667, Bl.197-198; この報告では近隣村も牧草提供を要求されているとあ
る。
- 14) Vgl. MLHA, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31a, Bl.38-66
- 15) B-Arch, DK1, Nr.8572, Bl.188
- 16) B-Arch, DK1, Nr.7593, Bl.29-30. 日付は1945年11月14日である。
- 17) B-Arch, DK1, Nr.7593, Bl.106-107
- 18) B-Arch, DK1, Nr.8572, Bl.201; B-Arch, DK1-8573, Bl.196 u. Bl.199; MLHA, 6.11-2, Nr.
666, Bl.227
- 19) 同じVdgBとはいっても旧農民集落と新農民集落ではそのあり方に大きな差があったと思わ
れる。ここでは新農民集落のVdgBを念頭においている。
- 20) MLHA, 6.11-2, Nr.667, Bl.254; 他にも、秋の供出ノルマ達成のために夜間脱穀が盛んに行
われ、このために電力問題（停電）とショートによる火災の頻発がしばしば問題にされている
が、これは明らかに脱穀が「村 = VdgB」によって共同で行われていたことを示す。Ebenda,
Nr.666, Bl.180, u. Nr.667, Bl.130-131; B-Arch, DK1, Nr.8573, Bl.149
- なお、ここでは「協同経営 Gemeinwirtschaft」解体後の1947-48年で労働のあり様をみている。
「協同経営」解体前後で、労働内容についてどの程度の違いがあったかは詳びらかにはしえな
かったが、しかし、本節で論じるように、「協同経営」解体はストレートに個別経営の自立を
意味するものでは毛頭なく、牽引力に関わっては共同的な利用がなお中心にあり続けたことは
明らかである。
- 21) MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.454
- 22) Ebenda, Nr.667, Bl.73
- 23) 逆に新旧農民の相互扶助が模範的とされるのは、馬利用について順調な事例である。例えば
1948年 Anklam 郡K村の報告を参照。Ebenda, Nr.667, Bl.255;
土着 vs 難民の対立という指摘はないが、1947年 Stralsund 郡からの報告では、「個人的対立に
より」VdgBによる収穫の共同作業が困難となり、このためSEDが介入したとされる。Ebenda,
Nr.666, Bl.184:
- 24) Ebenda, Nr.666a, Bl.692

- 25) Ebenda, Nr.666a, Bl.434
- 26) Ebenda, Nr.667, Bl.199
- 27) Ebenda, Nr.666a, Bl.647-648, u. Nr.667, Bl.285
- 28) Ebenda, Nr.666, Bl.197; 同じく、1948年に Hagenow 郡では、木材運搬と占領軍の早すぎる穀物供出期限に苦しんでいる。B-Arch, DK1, Nr.8573, Bl.147
- 29) MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.537
- 30) B-Arch, DK1- Nr.7583, Bl.302
- 31) MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.575, B-Arch, DK1, Nr.8573, Bl.178; 当局による牛耕の奨励は、馬の飼料負担が大きいという事情も与っている。MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.690
- 32) MLHA, 6.11-2, Nr.667, Bl.375
- 33) Ebenda, Nr.666a, Bl.490-491, u. Bl.646, これらの報告によれば、車をひく乳牛の乳量減少は40%にのぼるとされている。
- 34) Ebenda, Nr.666, Bl.367-368
- 35) 1929/30年の農業労働者組合による家計調査によれば、メクレンブルクのサンプルである11家族について、平均して牛1頭(子牛含む)を保有している。Bernier, W., Die Lebenshaltung, Lohn-und Arbeitsverhältnisse von 145 deutschen Landarbeiterfamilien, Schriften des Deutschen Landarbeiter-Verbandes, Nr.32, Berlin 1931 S.102; また、1925年の農業統計および職業統計によると、メクレンブルク・シュヴェリン邦国の農業労働者は174,482人、このうち何らの土地経営を行うものが25,457人で、彼らの保有する牛頭数は、全体で18,624頭である。従って1人1頭を前提とすると、農業労働者の25%、土地経営をする農業労働者の73%が牛を保有していたことになる。Statistik des deutschen Reichs, Bd.404, H.18, S.22, u. Bd.410, S.103, 126, u. 321. ちなみにシュレスヴィヒ・ホルシュタインでは、牛の保有はゼロであり、その証拠に現物給としてミルクが毎日支給されている。前掲拙著、278頁, および306頁参照。
- 36) Mecklenburger Land-Boten, hg.v. Deutscher Landarbeiterverband für den Gau Mecklenburg, d. 20. Juni 1928. この記事によれば Neukalen 近郊の Markow 農場において、28年5月、農場管理人が農場の乳牛を放牧地に放したが、「村の乳牛 Dorfkuhe」は厩舎につながれたままであった、賃金協約によれば労働者の乳牛にも同じように飼料を与えなければならぬ、経営レーテが「村の乳牛」も農場の乳牛と同じく放牧するよう要求した、云々とある。
- 37) MLHA, 6.11-2, Nr.667, Bl.211
- 38) Ebenda, Nr.667, Bl.395, u. 411
- 39) Ebenda, Nr.667, Bl.375-377, u. 391, vgl. B-Arch, DK1, Nr.8573, Bl.325-326; 一時的な馬の動員についてだけでも拒否感が強い。酷使に対する不安感からであろう、自分で馬を連れていくことで決着した事例すらある。MLHA, 6.11-2, Nr.667, Bl.346
- 40) Ebenda, Nr.666a, Bl.501, Nr.666, Bl.199, u. Nr.667, Bl.286
- 41) Ebenda, Nr.666, Bl.9, u. Nr.667, Bl.286
- 42) Ebenda, Nr.666, Bl.199
- 43) 個別報告では、新農民集落の保有するトラクター台数は1村1-3台の水準である。Ebenda, Nr.667, Bl.80, u. Nr.666a, Bl.541; B-Arch, DK1, Nr.8573, Bl.121; 興味深いのは、馬と異なり、トラクター台数の報告は、村単位のものでほとんどなく、もっぱら郡単位、ないし行政区単位の保有数として報告されていることである。これは後述のトラクターに対する当局の関心を反映したものといえよう。
- 44) B-Arch, DK1-Nr.8572, Bl.201
- 45) MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.541
- 46) Ebenda, Nr.666, Bl.81, u. 290, sowie Nr.667, Bl.92-93
- 47) Ebenda, 666, Bl.377 u.384
- 48) B-Arch, Nr.DK1-8753, Bl.220

足立芳宏：戦後東ドイツ農業における土地改革と新農民問題

- 49) 例えば、Uckermünde 郡についての1947年4月付け報告「VdgBの活動は本郡では非常に遅れている。各地区委員会の課題は、形式的には農民生活において生じるあらゆる事柄の担い手とされているが、実際にはほとんど自覚されていない。ともかくVdgBは農民層の代表としてはまったく成果を上げてない」MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.575. 他にもRügen 郡 (Ebenda, Nr.666, Bl.253-254), Neustrelitz 郡 (Ebenda, Nr.666, Bl.20), Waren 郡 (Ebenda, Nr.667, Bl.209), Parchim 郡 (Ebenda, Nr.666, Bl.282) についても同様な指摘がある。
- 50) Ebenda, Nr.666a, Bl.538-539, および本稿表7 (18頁)も参照のこと。
- 51) Ebenda, Nr.666a, Bl.418. 同じくSchwerin 郡 Sülte 行政区B村の事例も参照のこと。Vgl: Ebenda, Nr.666a, Bl.434
- 52) Ebenda, Nr.666a, Bl.534-536, u.539
- 53) B-Arch, Nr.DK1-8573, Bl.303
- 54) MLHA, 6.11-2, Nr.667, Bl.126
- 55) Ebenda, Nr.666, Bl.42
- 56) Bauerkämper, A., Von der Bodenreform zur Kollektivierung. Zum Wandel der ländlichen Gesellschaft in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands und DDR 1945-1952, in: Sozialgeschichte der DDR, Cotta.u.a. (Hg.), Stuttgart 1994, S. 123f. u.s.w.
- 57) MLHA, 6.11-2, Nr.666, Bl.15, sowie Nr.667, Bl.99, 145, 226-227, u.249
- 58) 1945-1948年の期間で新築ないし改築された新農民家屋は、住宅が8,209戸、厩舎が7,960棟、納屋が3,434棟である。Ebenda, Nr.547 u.547a. 表1より1950年の難民新農民数は38,892人だから、自らの住宅を取得したものは難民新農民中の2割程度にすぎないこととなる。
- 59) グーツ建物の解体については、Ebenda, Nr.667, Bl.249,277, u.287を参照。
- 60) 新農民建設が、住宅問題に関わり難民内における新農民と非農民の対立を生むことについて、Neubrandenburg 郡からの次の報告を参照。「難民について難しいのは命令209号令により「館」や「城」が解体されるべきとされた点である。そこには現在5,000人の難民が住んでいる。・・・新農民は彼らの新住宅に難民家族を受け入れるかどうかという問題が発生する。」Ebenda, Nr.667, Bl.312
- 61) 1948年のGüstrow 郡によると「特に大きな問題点は、命令209号は新農民村落の建設を目指しているが、しかし同じ新農民村落における学校の建設は全く考慮していないということである。旧グーツ館に学校がおかれていることにも無頓着である。というのも旧グーツ館は部分的解体が予定されていたり、あるいは難民が住んでいたりで、授業を順調に行うことができないからである。学校建設を困難にしているものとして木材の不足をあげなければならない。」Ebenda, Nr.667, Bl.193
- 62) Ebenda, Nr.667, Bl.172-174. 同じくRostock 郡およびWismar 郡についても、新農民たちは、貯蔵庫問題を理由として納屋解体に反対であると報告されている。さらにこの例では建物の解体のずさんさも指摘されている。「作業が楽な部分だけが解体され、建物の基礎部分にあたる場所は放っておかれている状態である。煉瓦の半分が野ざらして、グーツ全体が荒れ果ててみえる。」B-Arch, DK1, Nr.8572, Bl.89-90
- 63) Ebenda, Nr.667, Bl.100
- 64) Ebenda, Nr.667, Bl.145
- 65) Ebenda, Nr.667, Bl.73
- 66) Ebenda, Nr.667, Bl.94
- 67) Ebenda, Nr.667, Bl.226
- 68) Ebenda, Nr.666, Bl.388
- 69) Ebenda, Nr.666a, Bl.431
- 70) Ebenda, Nr.667, Bl.257
- 71) Vgl. Meinecke, W., Die Bodenreform und Vertriebenen in der Sowjetischen

- Bezatzungszone, in; Bauerkämper (Hg.), a.a.O., S.147; 拙稿「戦後東ドイツにおける土地改革・集団化と難民問題」生物資源経済研究(京都大学)第3号(1997年)、69頁、も参照。
- 72) 実は1948年1月の州全体の空き数を2,000とする報告があり(Wille, M., a.a.O., S.348.)、表10の元となった文書に記載された数値自体の信頼性についての検討が必要である。しかし、本節での叙述では、表11の数値への信頼性を高く評価する観点から、表10の数値を前提として論じている。
- 73) MLHA, 6.11-2, Nr.666, Bl.34
- 74) B-Arch, DO2, Nr.62, Bl.81
- 75) MLHA, 6.11-2, Nr.666, Bl.269
- 76) Ebenda, Nr.666, Bl.142; 経営返上を希望しても、家畜の売却が認められず返上できない事例として、Güstrow郡新農民Kの請願例を参照。ただしこの新農民は馬1頭、乳牛2頭、子牛2頭を保有する優良経営である。返上理由は健康状態と死亡によるとされている。MLHA, 6.11-2, Nr.534, oh. Bl., Plaaz, d.13.02, 1951
- 77) MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.678
- 78) Vgl., Judt, M. (Hg.), DDR-Geschichte in Dokumenten, Berlin 1997, S.104.
- 79) 前掲拙著第5章を参照。
- 80) MLHA, 6.11-2, Nr.667, Bl.170. 乱伐の報告は頻繁である。以下を参照のこと。Ebenda, Nr.667, Bl.49 (Wismar), Bl.125 (Stralsund), Bl.237 (Rügen), u. Bl.256 (Demmin) sowie Nr.666a-Bl.677 (Demmin); B-Arch, DK1, Nr.8572, Bl.58 (Stralsund)
- 81) MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.677
- 82) B-Arch, DK1, Nr.7593, Bl.86. ただし、1945年12月の報告である。同じ報告には、地区委員会により無計画に国有林が分割され、新旧農民以外の人にすら配分されていたともいう。冬場の報告だから、明らかに非農民の難民をも含んだ深刻な燃料問題に対する緊急的な対応であろう。
- 83) MLHA, 6.11-2, Nr.666, Bl.190
- 84) MLHA, 6.11-2, Nr.667, Bl.393-394
- 85) Ebenda, Nr.667, Bl.92; 同じくParchim郡のVdgBにおいて「自らの義務を自覚しないものは新農民を退くべきである」との発言が見いだせる。Ebenda, Nr.666, Bl.143
- 86) Ebenda, Nr.667, Bl.236. さらに1948年にRügen郡の農民党の集会において、「議論でいつも指摘されるのは、多くの新農民Siedler、身体障害者、一人暮らしの女たちがうまく経営できないこと、それが他の農民の負担になっていることである。農民党は、能力のない農民を能力のある農民に代えることを趣旨とする立法を州議会で成立させなければならない」とまでいわれていた。Ebenda, Nr.667, Bl.152. ただし、農民党の集会とあるのでこれは旧農民による発言と考えられる。
- 87) ここでは、党員数に関する限り、通説的な理解に従っている。土地改革と農村政治の関わり方について、通説的理解に実証的観点から疑問を呈しているものとして、ブランデンブルクに関する次の研究を参照。Spix, B., Die Bodenreform in Brandenburg 1945-1947. Konstruktion einer Gesellschaft am Beispiel der Kreise West- und Ostprignitz, Münster 1997, S.84f.
- 88) Ebenda, Nr.666a, Bl.479
- 89) Ebenda, Nr.667, Bl.35. ただし括弧内は引用者。
- 90) Ebenda, Nr.666, Bl.279
- 91) Ebenda, Nr.668, Bl.76-79
- 92) 一つはGrimmen郡の難民の職人入植者の請願書 MLHA, 6.11-2, Nr.533, oh.Bl., Versand, d.12.07.1948, もう一つはGüstrow郡の難民新農民による請願書 Ebenda, Nr.534, oh.Bl., Sarmstorf, d.20.04.1929
- 93) Ebenda, Nr.536, oh. Bl., Schwerin, d. 06.04.1949

足立芳宏：戦後東ドイツ農業における土地改革と新農民問題

- 94) Ebenda, Nr.668, Bl.20. ただし引用者による要約。
- 95) B-Arch, DO-2, Nr.62, Bl.135-137 ただし引用者による要約。
- 96) MLHA, 6.11-2, Nr. 666, Bl.84, Vgl. Ebenda, Nr.666a, Bl.685
- 97) B-Arch, DK1, Nr.-8573, Bl.121 ただし引用者による要約。この種の指摘は他にも散見される。Vgl. MLHA, 6.11-2, Nr.666a, Bl.496, u. Nr.667, Bl.771.
- 98) Ebenda, Nr.666, Bl.277
- 99) Weber, A. Ursachen und Folgen abnehmender Effizienz in der DDR-Landwirtschaft, in; Kuhrt, E.u.a. (Hg.), Die Ende der DDR-Wirtschaft. Analysen zur Wirtschafts-, Sozial- und Umweltpolitik, Opladen 1999, S.235f.
- 100) Mitter, A., ›Am 17.6.1953 haben die Arbeiter gestreikt, jetzt aber streiken wir Bauer‹ Die Bauern und Sozialismus, in; Kowalczuk.u.a.(Hg.), Der Tag X 17.Juni 1953. Die ›Innere Staatsgründung‹ der DDR als Ergebnis der Kreise 1952/54, Berlin 1996, S.75ff.
- 101) 本稿注1) 参照
- 102) 本稿注3) 参照
- 103) この点については以下の拙稿を参照のこと。「研究動向：近代ドイツの「村落」をめぐって」『年報 村落社会研究』（村落研究会編）33号（1997年）農文協。